

第96期定時株主総会 兼普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知

日時 平成25年6月27日（木曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都港区芝二丁目32番1号
当社 本社ホール

株式会社 **長谷工 コーポレーション**
(証券コード 1808)

○目次

第96期定時株主総会兼普通株主様による 種類株主総会招集ご通知	1
------------------------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件	5
第2号議案 株式併合の件	6
第3号議案 定款一部変更の件	7
第4号議案 取締役8名選任の件	13
第5号議案 監査役1名選任の件	17

添付書類

事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項	18
II. 株式に関する事項	33
III. 会社役員に関する事項	35
IV. 会計監査人に関する事項	40
V. 業務の適正を確保するための体制等の整備について の決議の内容の概要	41

連結計算書類	44
--------	----

計算書類	57
------	----

監査報告書	67
-------	----

株主総会会場ご案内

証券コード1808
平成25年6月4日

株 主 各 位

東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社 **長谷工 コーポレーション**
代表取締役社長 **大 栗 育 夫**

第96期定時株主総会兼普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、3頁のご案内に従ってお早めに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
(開場 午前9時)
2. 場 所 東京都港区芝二丁目32番1号
当社 本社ホール

3. 目的事項

報告事項

第96期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役8名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件

なお、第2号議案につきましては、普通株主様による種類株主総会を兼ねております。

4. 招集にあたっての決定事項

（3頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください）

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類に記載すべき事項、ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容とすべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.haseko.co.jp/>）に掲載いたします。

### 普通株主様の種類株主総会の決議について

本総会の第2号議案は、会社法第322条第1項の規定により、普通株主にかかる種類株主総会の決議も必要になりますが、本総会において議決権を行使することができる株主様と普通株主にかかる種類株主総会において議決権を行使できる株主様は同一であるため、本議案は普通株主様の種類株主総会を兼ねる決議事項とさせていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### (1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### (2) 議決権行使期限に関するご案内

①郵送による議決権行使は、集計の都合上、株主総会開催日前日（平成25年6月26日（水曜日））の午後5時を期限としておりますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、お早めにご返送ください。

②インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日前日（平成25年6月26日（水曜日））の午後6時まで受け付けいたしますので、下記(5)をご参照いただき行使されますようお願いいたします。

### (3) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットによって、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

### (5) インターネットによる議決権行使のご案内

#### ① 議決権行使サイトについて

ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotage.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

（「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。）

イ. パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

ウ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

- ② インターネットによる議決権行使方法について
- ア. 議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) において、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ウ. 「ログインID」および「仮パスワード」は株主総会の招集の都度新しいコードをご通知いたします。また株主総会の招集ご通知をパソコンまたはスマートフォンに電子メールで送信することに同意された株主様につきましては、ご自分の「パスワード」を株主様に変更されるまで継続的にご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には充分ご注意ください。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ 招集ご通知の受領方法について  
ご希望の株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120—173—027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、平成24年2月に中期経営計画「PLAN for NEXT(略称：4N計画)」のなかで公表しておりますとおり、現存する第1回B種優先株式の普通株式への転換による普通株式の希薄化（発行済株式数の増加による、一株あたりの価値の低下）を回避するため、この優先株式の全部を平成27年10月からの普通株式への転換期間が到来するまでに期間利益をもって強制償還（当社が定款の定めに従い金銭を対価として優先株主の所有する優先株式を取得すること）する計画であります。当期につきましては、かかる計画に従った今後の優先株式の強制償還に向けた利益剰余金として留保させて頂きたいと存じます。このため、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせて頂き、第1回B種優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による優先配当を実施することとさせて頂きたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第1回B種優先株式1株につき金7円17銭 総額501,900,000円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、すべての上場内国会社の普通株式の売買単位を100株へ統一することを最終的な目標とする「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、その推進のために、まずは平成26年4月1日までに売買単位が1000株以外の株式については100株に集約することを決定しております。

上場会社である当社は、かかる決定に従い売買単位を100株にするため、第3号議案にて単元株式数の変更（500株から100株に変更）を含む定款一部変更議案を上程いたします。

この単元株式数の変更を行うことに伴い、現在の単元株主様が有する単元数を維持しつつ、単元株式数変更後も望ましい投資単位の水準として東京証券取引所が「有価証券上場規程」において定めた金額の水準（5万円以上50万円未満）となるように普通株式の併合（5株につき1株の割合で併合）を実施したいと存じます。また、第1回B種優先株式につきましてもその権利に変動が生じないようにするため、単元株式数の変更（500株から100株に変更）および株式併合（5株につき1株の割合で併合）を実施いたします。

なお、本議案は、第3号議案が承認可決されることを条件といたします。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類

普通株式

第1回B種優先株式

#### (2) 併合する株式の割合

当社普通株式及び第1回B種優先株式について、5株につき1株の割合で併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条および第234条に基づき、端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にはこれを切り捨てます。）に相当する数の株式の売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

#### (3) 株式併合の効力発生日

平成25年10月1日

#### (4) その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 単元株式数および発行可能株式総数の変更

上場会社である当社は、売買単位が1000株以外の株式については100株に集約するという全国証券取引所の決定に従うため、現行定款第6条（単元株式数）を変更し、普通株式の単元株式数を500株から100株に変更するものであります。また、第1回B種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、第1回B種優先株式についても単元株式数を500株から100株に変更します。この、単元株式数の変更に伴い行う前号の株式併合議案が承認可決されその効力が発生した場合、発行済株式の総数が減少することから、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更し、普通株式の発行可能株式総数を併合割合に応じて5分の1に減少させます。また、優先株式の発行可能株式総数につきましては、現在の発行済株式総数（第1回B種優先株式7,000万株）を併合割合に応じて5分の1に減少させた株式数にするものであります。

##### (2) 第1回B種優先株式に関する変更

株式併合および単元株式数の変更によって第1回B種優先株式の権利に変動が生じないようにするために、現行定款第16条（取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得（償還請求権））並びに現行定款第17条（取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得（強制償還））を変更するものであります。

##### (3) 不要な記載の削除

すでに普通株式への転換および償還を終えておりますA種優先株式に関する記載につきまして、現行定款第5条（発行可能株式総数）および現行定款第13条（優先配当）を変更しA種優先株式に関する記載を削除するものであります。また、併せてその他の不要な記載の削除、条数の繰り上げ等の変更を行うものであります。

##### (4) 附則の設定

(1) 項及び(2) 項の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする旨の附則を設け、当該附則は、株式併合の効力発生日の経過をもって削除いたします。

なお、本定款一部変更は、第2号議案が承認可決されることを条件といたします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は23億4,600万株とし、このうち21億株は普通株式、<u>2億4,600万株は優先株式とする。優先株式のうち、1億5,600万株はA種優先株式、9,000万株はB種優先株式とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式において<u>500株</u>とする。</p> <p>(優先配当)</p> <p>第13条 当社は、<u>第51条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録株式質権者（以下「優先株質権者」という。）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、<u>第92期事業年度までは優先株式1株につき発行価額に100分の2を乗じた金額を、第93期事業年度以降は発行価額に100分の10を乗じた金額を、当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。但し、当該事業年度において、次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。</u></p> <p><u>2. A種優先株式の株主（以下「A種株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種質権者」という。）に対して支払う配当金は、各事業年度において、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度以降に累積しない。</u></p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は4億3,400万株とし、このうち<u>4億2,000万株は普通株式、1,400万株はB種優先株式とする。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式において<u>100株</u>とする。</p> <p>(優先配当)</p> <p>第13条 当社は、<u>第50条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先株式の登録株式質権者（以下「優先株質権者」という。）</u>に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株質権者」という。）に先立ち、発行価額に100分の10を乗じた金額を、当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払うものとする。但し、当該事業年度において、次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、その金額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>3.</u> B種優先株式の株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種質権者」という。）に対して支払う配当金は、<u>第92期事業年度までにおいて、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度以降に累積しないが、第93期事業年度以降は翌事業年度に限り累積するもの（以下「B種累積未払配当金」という。）</u>とし、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者および優先株主または優先株質権者に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p><u>4.</u> A種株主またはA種質権者に対しては、<u>優先配当金の額を超えて配当を行わない。</u></p> <p><u>5.</u> B種株主またはB種質権者に対しては、<u>優先配当金の額を超えて配当を行わない。但し、第93期事業年度以降、普通株主または普通株質権者が受ける第51条に定める配当金（第52条に定める中間配当を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。</u></p> <p>（優先中間配当）<br/> 第14条 当社は、<u>第52条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p> | <p><u>2.</u> B種優先株式の株主（以下「B種株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種質権者」という。）に対して支払う配当金は、<u>第93期事業年度以降、優先配当金の額に達しないとき、その不足額を翌事業年度に限り累積するもの（以下「B種累積未払配当金」という。）</u>とし、B種累積未払配当金は、普通株主または普通株質権者および優先株主または優先株質権者に対する配当金に先立って支払われるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>3.</u> B種株主またはB種質権者に対しては、<u>優先配当金の額を超えて配当を行わない。但し、第93期事業年度以降、普通株主または普通株質権者が受ける第50条に定める配当金（第51条に定める中間配当を含む。）が優先配当金（優先中間配当金を含む。）を超えるときは、B種株主またはB種質権者に対してこれと等しい配当を行う。</u></p> <p>（優先中間配当）<br/> 第14条 当社は、<u>第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先株質権者に対して普通株主または普通株質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の上限の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得(償還請求権))</p> <p>第16条 第1回B種優先株式(以下「1B優先株式」という。)を有する株主(以下「1B優先株主」という。)は、第93期事業年度以降、第116期事業年度までの各事業年度の7月1日から7月31日の間(以下「1B償還請求可能期間」という。)において、直前の事業年度末における繰越利益剰余金が100億円を超えている場合、当該繰越利益剰余金にその他資本剰余金および直前の事業年度に中間配当の支払いを行っている場合にはその金額を加算した金額から、直前の事業年度にかかる中間配当および剰余金の配当の合計額の2倍相当額、もしくは90億円のうちいずれか大きい方の金額、並びに償還請求(本定款において、株主が本定款の定めに従い金銭を対価としてその所有する株式の全部または一部の取得を請求することを「償還請求」という。)がなされた事業年度において、取得(償還請求権の行使または強制償還(本定款において、当会社が本定款の定めに従い金銭を対価として株主の所有する株式の全部または一部を取得することを「強制償還」という。)の決定を含む。)を行ったかまたは行う決定を行った1B優先株式の対価の総額を控除した額(以下「1B償還請求限度額」という。)を限度として、1B優先株式の全部または一部の償還請求をすることができる。但し、<u>以下に定める1B償還請求可能期間において償還請求可能な1B優先株式の総株式数(以下「1B償還請求可能株式数」という。)は、次の通りとする。</u></p> | <p>(取得請求権付株式である第1回B種優先株式の取得(償還請求権))</p> <p>第16条 第1回B種優先株式(以下「1B優先株式」という。)を有する株主(以下「1B優先株主」という。)は、第93期事業年度以降、第116期事業年度までの各事業年度の7月1日から7月31日の間(以下「1B償還請求可能期間」という。)において、直前の事業年度末における繰越利益剰余金が100億円を超えている場合、当該繰越利益剰余金にその他資本剰余金および直前の事業年度に中間配当の支払いを行っている場合にはその金額を加算した金額から、直前の事業年度にかかる中間配当および剰余金の配当の合計額の2倍相当額、もしくは90億円のうちいずれか大きい方の金額、並びに償還請求(本定款において、株主が本定款の定めに従い金銭を対価としてその所有する株式の全部または一部の取得を請求することを「償還請求」という。)がなされた事業年度において、取得(償還請求権の行使または強制償還(本定款において、当会社が本定款の定めに従い金銭を対価として株主の所有する株式の全部または一部を取得することを「強制償還」という。)の決定を含む。)を行ったかまたは行う決定を行った1B優先株式の対価の総額を控除した額(以下「1B償還請求限度額」という。)を限度として、1B優先株式の全部または一部の償還請求をすることができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① <u>第93期事業年度の7月1日から7月31日の間</u><br/> <u>当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時における1 B 優先株式の発行済株式総数から、当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時以降に強制償還を行う決定がなされている1 B 優先株式数および60,000,000株を控除した株式数に達するまでの数</u></p> <p>② <u>第94期事業年度の7月1日から7月31日の間</u><br/> <u>当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時における1 B 優先株式の発行済株式総数から、当該年度の1 B 償還請求可能期間開始時以降に強制償還を行う決定がなされている1 B 優先株式数および30,000,000株を控除した株式数に達するまでの数</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. 当社は、1 B 優先株主または1 B 優先株式の登録株式質権者（以下「1 B 質権者」という。）に対して、償還の対価として1株につき<u>500円</u>にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還) )</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社は、1 B 優先株主または1 B 質権者に対して、償還の対価として1株につき<u>500円</u>にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。但し、優先中間配当金を支払った場合には、その額を控除する。</p> <p>4. (条文省略)</p> | <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、1 B 優先株主または1 B 優先株式の登録株式質権者（以下「1 B 質権者」という。）に対して、償還の対価として1株につき<u>2,500円</u>にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>(取得条項付株式である第1回B種優先株式の取得(強制償還) )</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、1 B 優先株主または1 B 質権者に対して、償還の対価として1株につき<u>2,500円</u>にB種累積未払配当金および次項に定める経過配当金相当額を加えた金額を支払うものとする。但し、優先中間配当金を支払った場合には、その額を控除する。</p> <p>4. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取得請求権付株式である優先株式の取得(転換請求権))</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>2. 前項の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換の請求があった優先株式の払込金額の総額を転換価格で除して得られる数とするものとする。転換価額は当初転換価額を当会社の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第21条 <u>優先株式相互の優先配当金、優先中間配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、B種累積未払配当金を除き、同順位とする。</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>第26条<br/>(種類株主総会)</p> <p>第27条 第23条および第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 第25条の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>第53条<br/>(新設)</p> | <p>(取得請求権付株式である優先株式の取得(転換請求権))</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の転換の条件は、転換により交付すべき普通株式の数を、当該転換の請求があった優先株式の発行価額の総額を転換価格で除して得られる数とするものとする。転換価額は当初転換価額を当会社の普通株式の時価を基準として発行に際して取締役会の決議で定める額とし、当該取締役会決議により転換価額の修正および調整の方法を定めることができる。転換により交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わないものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>第25条<br/>(種類株主総会)</p> <p>第26条 第22条および第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 第24条の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>第52条<br/>附則</p> <p>第1条 (定款一部変更の効力発生日)</p> <p>第5条、第6条、第16条第4項および第17条第3項の変更は、平成25年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本条は平成25年10月1日の経過後、これを削除する。</p> |

#### 第4号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役大栗育夫、辻 範明、長谷川厚、村塚章介、今中裕平、池上一夫、木下博夫の7氏が任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスのより一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役2名を含めた取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数      |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1     | おおぐり いくお<br>大栗 育夫<br>(昭和25年5月11日生) | 昭和49年3月 当社入社<br>平成元年10月 同 エンジニアリング事業部都市環境設計室室長<br>同 10年7月 同 参与 エンジニアリング事業部副事業部長<br>同 13年4月 同 参与 エンジニアリング事業部長<br>同 13年6月 同 取締役 エンジニアリング事業部長<br>同 16年6月 同 常務取締役 エンジニアリング事業部長<br>同 17年4月 同 取締役専務執行役員 設計部門・設計部門(関西) 管掌<br>同 18年7月 同 代表取締役専務執行役員 技術管掌<br>同 22年4月 同 代表取締役社長<br>現在に至る                                                                                                         | 普通株式<br>214,100株 |
| 2     | つじ のり あき<br>辻 範明<br>(昭和27年12月10日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>同 62年12月 同 大阪建設事業部北大阪支店支店長<br>平成7年11月 同 営業本部土地活用コンサルタント1部部长<br>同 10年7月 同 参与 第一事業部副事業部長<br>同 11年6月 同 取締役 第一事業部長<br>同 15年4月 同 常務取締役 関西営業部門・ライフサポート事業部門・白金プロジェクト担当<br>同 17年4月 同 代表取締役専務執行役員 関西代表 兼 都市再生事業部門(関西) 管掌<br>同 19年4月 同 代表取締役専務執行役員 営業管掌<br>同 22年4月 同 代表取締役副社長 社長補佐 兼 営業管掌<br>同 24年4月 同 代表取締役副社長 社長補佐<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株長谷工アネシス 代表取締役社長<br>株長谷工リフォーム 取締役 | 普通株式<br>294,720株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式の数      |
|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 3     | は せ が わ あ つ し<br>長谷川 厚<br>(昭和23年4月5日生)     | 昭和46年3月 当社入社<br>同 61年6月 同 大阪支社購買部ヘッド<br>平成7年7月 同 営業本部関西ネットワーク推進部部长<br>同 11年6月 同 参与 関西コストコントロール室・購買部担当<br><br>同 15年6月 同 取締役 関西建設部門担当<br>同 17年4月 同 取締役常務執行役員 関西建設部門管掌<br>同 20年4月 同 代表取締役 常務執行役員関西代表<br>同 22年4月 同 代表取締役 専務執行役員関西代表<br>現在に至る                                                                                                  | 普通株式<br>140,000株 |
| 4     | む ら つ か し ょ う す け<br>村塚 章介<br>(昭和28年9月8日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成6年9月 同 関西支社住宅営業3部長<br>同 13年4月 同 参与 関西マンション事業部門第一事業部長<br>同 17年4月 同 執行役員 関西営業部門担当<br>同 17年6月 同 取締役執行役員 関西営業部門担当<br>同 20年4月 同 取締役常務執行役員 関西営業部門・関西開発推進部門・関西都市開発事業部管掌<br><br>同 22年4月 同 取締役常務執行役員 営業部門・開発推進部門管掌<br>同 25年4月 同 取締役専務執行役員 営業部門・開発推進部門管掌 兼 関西営業管掌<br>現在に至る<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>(株)長谷工アーベスト 取締役<br>新日本商業開発(株) 取締役 | 普通株式<br>103,100株 |
| 5     | い ま な か ゆ う へ い<br>今中 裕平<br>(昭和27年7月9日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成7年7月 同 経理部長<br>同 11年6月 同 参与 財務部長<br>同 17年4月 同 執行役員 財務部担当<br>同 19年6月 同 取締役執行役員 経理部・財務部担当<br>同 20年4月 同 取締役常務執行役員 財務経理部・大阪経理部担当<br><br>同 22年4月 同 取締役常務執行役員 経理部・主計部・大阪経理部・財務部・資金管理部担当<br>同 23年4月 同 取締役常務執行役員 経理部・主計部・大阪経理部担当 兼 財務部・資金管理部管掌<br>現在に至る                                                                         | 普通株式<br>47,000株  |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                      | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 6         | いけ がみ かず お<br><b>池上 一夫</b><br>(昭和32年7月21日生)        | 昭和55年3月 当社入社<br>平成11年4月 同 エンジニアリング事業部第1設計室設計部長<br>同 13年4月 同 エンジニアリング事業部第3設計室長<br>同 17年4月 同 参与 設計部門エンジニアリング事業部副事業部長<br>同 20年4月 同 執行役員設計部門エンジニアリング事業部副事業部長<br>同 21年4月 同 執行役員設計部門エンジニアリング事業部長<br>同 23年6月 同 取締役執行役員 設計部門エンジニアリング事業部長<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>(株)フォリス 取締役<br>(株)長谷工設計 取締役 | 普通株式<br>51,500株 |
| 7         | ※<br>やま もと まさ たか<br><b>山本 正堯</b><br>(昭和18年10月11日生) | 昭和43年4月 建設省入省<br>平成7年6月 建設大臣官房審議官(建設産業)<br>同 8年7月 国土庁土地局次長<br>同 10年6月 建設省都市局長<br>同 13年1月 国土交通省政策統括官<br>同 13年7月 同 退職<br>同 13年8月 日本道路公団理事<br>同 17年10月 西日本高速道路(株)専務取締役<br>同 22年6月 同 退任<br>同 23年10月 (公財)自転車駐車場整備センター理事長<br>現在に至る<br>〔重要な兼職の状況〕<br>(公財)自転車駐車場整備センター理事長                      | 普通株式<br>一株      |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位及び担当<br>〔重要な兼職の状況〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 8     | ※<br>あまのこうへい<br>天野 公平<br>(昭和23年9月17日生) | 昭和47年3月 (株)三越入社<br>平成10年3月 同 本社経理部管財担当ゼネラルマネージャー<br>同 12年2月 同 本社経理部管財担当ゼネラルマネージャー<br>兼 (株)三越総合ビル管理取締役<br>兼 (株)三越不動産取締役<br>同 14年9月 同 本社不動産管理室長<br>同 16年3月 同 執行役員 管財部長<br>同 17年5月 同 取締役上席執行役員 経営企画部長<br>同 19年2月 同 取締役専務執行役員 百貨店事業本部長<br>同 19年6月 同 代表取締役専務執行役員 百貨店事業本部長<br>同 20年3月 同 代表取締役会長<br>同 20年4月 同 代表取締役会長 兼 (株)三越伊勢丹ホールディングス取締役<br>同 22年3月 同 相談役<br>同 22年6月 (株)三越伊勢丹ホールディングス取締役 退任<br>同 23年3月 (株)三越 退職 | 普通株式<br>一株  |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 候補者番号7 山本正堯、候補者番号8 天野公平の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 山本正堯氏は、国土交通省の出身で建設産業担当の大臣官房審議官、また政策統括官を経験され、建設不動産に対する高い見識を有されるとともに、業界を監督する経験も豊富であります。また、西日本高速道路(株)の専務取締役として民営化された道路会社の経営運営にあたられ、経営者としても豊富な経験・実績を有しておられることから、同氏に当社の社外取締役として就任して頂くことは、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としております。
4. 天野公平氏は、(株)三越及び(株)三越伊勢丹ホールディングスの取締役として、消費者を対象としたビジネスの視点を持った企業経営者としての豊富な経験・実績を有しておられることから、同氏に当社の社外取締役として就任して頂くことは、当社におけるストックビジネスの強化という経営方針に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としております。
5. 当社は、山本正堯、天野公平の両氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として両取引所に届け出る予定であります。
6. 山本正堯、天野公平の両氏が社外取締役に選任された場合には、定款に基づき責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は次のとおりです。
- 社外役員の責任限定契約  
社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役秋峯晴男氏が退任されますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであり、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)                                                 | 略歴及び地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数    |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br><small>かみ じょう かつ ひこ</small><br>上 條 克 彦<br>(昭和26年9月17日生) | 昭和53年4月 国税庁入庁<br>同 60年6月 ハーバード大学ロースクール留学<br>同 61年7月 鈴鹿税務署長<br>平成9年7月 仙台国税局課税第二部長<br>同 13年7月 東京国税局課税第二部長<br>同 17年7月 国税庁参事官<br>同 18年7月 関東信越国税局総務部長<br>同 20年7月 沖縄国税事務所長<br>同 21年7月 名古屋国税不服審判所長<br>同 23年7月 国税庁退職<br>同 23年9月 帝京大学法学部教授<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>帝京大学 教授 | 普 通 株 式<br>一 株 |

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 上條克彦氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 上條克彦氏は、税理士となる資格を有し、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者と致しました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しました。
4. 当社は、上條克彦氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として両取引所に届け出る予定であります。
5. 上條克彦氏が社外監査役に選任された場合には、定款に基づき責任限定契約を締結する予定であり、その内容の概要は次のとおりです。
- 社外役員の責任限定契約  
 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及びその成果

##### (1) 当期の概況

当期における国内経済は、東日本大震災からの復興需要等を背景に緩やかな回復傾向が見られ、また政権交代後は、新政権の掲げる経済政策への期待感や、円高解消、株価上昇が進んだことから明るい兆しが見えつつありましたが、欧州債務問題の再燃や、円安による輸入物価上昇の影響に対する懸念もあり、先行きの不透明な状況が続いております。

マンション市場においては、平成24年度は新規供給戸数の大幅増を予測していましたが、首都圏で4万6,754戸（前期比3.5%増）、近畿圏で2万4,114戸（同18.1%増）となりました。近畿圏では順調に供給が行われましたが、首都圏では、秋ごろに都心部を中心に販売が弱含みで推移したことから、供給時期を先送りした物件の影響もあり微増にとどまりました。

販売状況につきましては、初月販売率は首都圏で76.7%、近畿圏で78.4%となり、好調の目安とされる70%を大きく上回っております。その結果、平成25年3月末の在庫の状況を表す分譲中戸数は、首都圏で4,327戸（前期比15.6%減）、近畿圏で2,075戸（同28.9%減）と、大幅に減少しました。

当社グループは、将来へ向けた経営体制の確立を目指し、平成25年3月期から平成28年3月期までの4ヶ年を「新たなステージの基盤作り」と位置付け、従来より取り組んできた建設を中心としたフロー市場とこれから着実に積みあがっていくストック市場の両方に軸足を置く経営への移行をより加速させると共に、変化に耐えられる財務体質の整備、更に中長期的な視点を踏まえた新たな取組みへの挑戦を萌芽させていく事を主眼として、新たな中期経営計画「PLAN for NEXT（略称：4N計画）」を今年度よりスタートさせました。この4N計画を着実に遂行していくことを最重要課題として取り組んでおります。

計画初年度の当期につきましては、受注環境の改善が遅れ、他社との競争が激化する中で受注した採算の厳しい工事の影響が長期に渡ったこと及び労務不足等による建築コストの上昇により、完成工事総利益率が低下しました。さらに、住宅関連サービス事業の拡大へ向けた組織・体制変更により一般管理費が増加するなど厳しい状況となりましたが、建築受注を目的とした不動産の取引が増加したことにより、不動産売上総利益が増加し、営業利益は増益となりました。また、連結子会社である(株)ブライトンコーポレーションの全株式の売却及びホテル事業からの撤退に関連する損失として77億円を特別損失に計上しましたが、過年度に計上した同社株式の評価損及び今回の特別損失の計上で生じた税務上の損金による繰延税金資産の計上など76億円の税金費用の軽減となりました。

以上の結果、当期における業績は、売上高5,589億円（前期比11.6%増）、営業利益243億円（同12.6%増）、経常利益200億円（同9.8%増）となり、営業利益率は4.4%（同0.1ポイント増）、経常利益率は3.6%（同横ばい）となりました。また、税金費用等控除後の当期純利益については131億円（同16.2%増）となりました。

## (2) 事業セグメント別の状況

当期より、当社グループの組織・体制変更を行ったことに伴い、「住宅関連サービス事業」の一部を「不動産関連事業」に事業セグメントの区分を変更しております。

前期との比較については、変更後の事業セグメント区分に組み替えて比較しております。

### 設計施工関連事業

設計施工関連事業において、建築工事では、郊外の一次取得者層向けマンションの販売が好調に推移しており、事業主の郊外物件に対する積極的な事業化への取組みが継続しております。

労務不足等により建築コストが上昇する中、マンション施工に特化することによる高い効率性と技術力が事業主に評価され、当社のビジネスモデルの特長である土地持込による特命受注と併せ土地持込以外の特命受注も増加しております。

分譲マンション新築工事の受注は、首都圏で200戸以上の大規模物件15件を含む95件、近畿圏で200戸以上の大規模物件7件を含む33件、東西合計で128件となりました。

完成工事につきましては、分譲マンション117件を含む計132件を竣工させました。

設計・監理では、53万戸を超える累計施工実績の中で提案してきた企画や技術、ノウハウの蓄積を活用して、マンションの基本性能の充実、可変性の向上、環境・防災性能の確保に積極的に取り組んでおります。

首都圏では、2012年度グッドデザイン賞を受賞した総開発面積7.7ha超の大規模複合開発プロジェクト「プラウドシティ稲毛海岸レジデンス街区+シーズン街区」において、「プラウドシティ稲毛海岸レジデンスⅡ」（千葉県美浜区、130戸）が竣工しました。当プロジェクトにおいて、当社は、シーズン街区（一戸建て）を含む全体のランドスケープマスタープランの作成及びレジデンス街区の分譲マンション（総戸数555戸）の設計施工を行いました。また、自然風や自然光を取り入れた長谷工の次世代マンション企画「Be-Next」を、「ブリージアテラス淵野辺」（相模原市中央区、220戸）に採用しました。本物件は「神奈川県建築物環境性能表示（C A S B E E かながわ）」において、共同住宅で初の総合評価Sランクを取得しました。

近畿圏では、「ブリージアブラン東園田」（兵庫県尼崎市、108戸）に、西日本初の「Be-Next」を採用しました。本物件は、全戸戸別供給型太陽光発電システムを併せて採用しており、C A S B E E で最高等級のSランクを取得しています。また、「ライオンズ南千

里佐竹台グランハート」(大阪府吹田市、317戸)では、建設敷地内における緑化の取組みが評価され、第6回「おおさか優良緑化賞」において大阪府知事賞を受賞しました。

また、平成24年10月に、次世代生産システムの開発・構築に取り組む中で、業務効率の更なる向上・安定化を図るため、BIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)導入に向けた組織を発足させました。

以上の結果、売上高3,131億円(前期比1.8%増)となりました。

当期の主な受注及び完成工事は以下のとおりです。

#### 【主な受注工事】

| 名称                        | 所在       | 規模   |
|---------------------------|----------|------|
| シティテラス戸田公園                | 埼玉県戸田市   | 497戸 |
| オハナ ふじみ野上野台プロッサム          | 埼玉県ふじみ野市 | 381戸 |
| ソライエ・プレミアムテラス             | 東京都墨田区   | 336戸 |
| (仮称)阿波座駅前計画 南敷地 タワー棟 新築工事 | 大阪市西区    | 565戸 |
| セントハート藤が丘                 | 愛知県長久手市  | 352戸 |

#### 【主な完成工事】

| 名称                 | 所在       | 規模   |
|--------------------|----------|------|
| ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズⅡ街区 | 神奈川県茅ヶ崎市 | 424戸 |
| オーベルグランディオ多摩中央公園   | 東京都多摩市   | 358戸 |
| シティテラス板橋連根         | 東京都板橋区   | 350戸 |
| ファインシティ大阪城公園       | 大阪市中央区   | 493戸 |
| ベイサイドシティ コスモスクエア駅前 | 大阪市住之江区  | 256戸 |

### 不動産関連事業

不動産関連事業において、マンション販売受託では、震災の影響を受けた前期に比べ、モデルルーム来訪者数・契約戸数ともに増加しましたが、引渡戸数は竣工戸数が少なかったこともあり減少しました。

マンション分譲では、事業主として、仕様・設備・プランなどを多様な選択肢からお選びいただく「E-label(えらべる)」システムや、ダイレクトで迅速な対応・保証期間の大幅延長などを実現した「長谷工プレミアムアフターサービス」の採用物件等の販売をしております。当期は、新たに完成した20物件他の販売及び引渡しを行いました。

以上の結果、売上高1,352億円(前期比49.9%増)となりました。

当期の主な販売受託及び分譲事業物件は以下のとおりです。

**【主な販売受託物件】**

| 名 称           | 所 在     | 規 模  |
|---------------|---------|------|
| オハナ 玉川上水ガーデンア | 東京都東大和市 | 322戸 |
| ラグゼコート        | 川崎市幸区   | 312戸 |
| ソライエ草加松原      | 埼玉県草加市  | 255戸 |
| 尼崎D. C.       | 兵庫県尼崎市  | 883戸 |
| 和泉中央グランアリーナ   | 大阪府和泉市  | 182戸 |

**【主な分譲事業物件】**

| 名 称           | 所 在     | 規 模  |
|---------------|---------|------|
| ナイスクオリティス横濱鶴見 | 横浜市鶴見区  | 390戸 |
| グロリアヒルズ多摩境    | 東京都町田市  | 232戸 |
| ステーションテラス若葉   | 埼玉県鶴ヶ島市 | 174戸 |
| グランドメゾン千里中央東丘 | 大阪府豊中市  | 246戸 |
| プレミアムフォート稲沢   | 愛知県稲沢市  | 230戸 |

**住宅関連サービス事業**

住宅関連サービス事業において、分譲マンション管理では、受注競争が激しく新たな管理受託は厳しい環境が続いていますが、サービスレベルのより一層の向上に取り組み、グループの管理戸数は29万戸を超えました。

修繕工事では、工事中の居住者の生活負担の軽減、アフターサービスの充実、新たな価値創造という3つの要素に注力しております。その中で、築30年程度の壁式低層共同住宅の長寿命化と省エネ性能を向上させる新たなリフォームプラン「高経年既存低層共同住宅の総合省CO<sub>2</sub>改修」を採用した多摩ニュータウンの「エステート鶴牧4・5住宅」（東京都多摩市、356戸）の大規模修繕工事を受注しました。このプロジェクトは同時に、国土交通省の平成24年度（第2回）住宅・建築物省CO<sub>2</sub>先導事業として採択され、国から補助金をいただいて事業を推進してまいります。

賃貸マンション管理の運営戸数は、新規供給が低調な状況ですが、賃貸管理及び社宅管理代行事業の両事業合計で9万戸を上回る運営戸数を維持しております。また、営業エリア拡大を目的に平成24年7月1日に新たに㈱長谷工ライブネット仙台支店を開設しました。

シニアリビング事業では、有料老人ホームを展開しており、全物件とも高い稼働率で運営しています。保険代理店事業、印刷事業も順調に業績を伸ばしました。

また、マンション居住者に安価な料金で電気を供給する高圧一括受電サービスを今年度より開始し、電気使用量の「見える化」を可能にするスマートメーターの導入と併せて推進しております。

以上の結果、売上高899億円（前期比6.1%増）となりました。

## そ の 他

ハワイ州オアフ島で戸建分譲事業を推進中の海外事業では、米国住宅市場回復の影響を受け、戸建住宅の契約戸数、引渡戸数及び売上高は増加しました。

ホテル事業では、主に客室の稼働率が増加したことを受け、売上高が増加しました。

以上の結果、売上高207億円（前期比12.7%増）となりました。

なお、平成25年3月29日をもって、ホテル事業を行っておりました(株)ブライトンコーポレーションの全株式を売却したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

### (3) 当社単独の受注高、売上高及び繰越高の状況

(単位：百万円)

| 区 分     |               | 前期繰越高   | 当期受注高   | 当期売上高   | 次期繰越高   |
|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 建<br>設  | 民間分譲<br>マンション | 262,460 | 259,987 | 259,716 | 262,730 |
|         | 一 般           | 18,425  | 11,191  | 16,271  | 13,345  |
|         | 土 木           | 2,202   | 829     | 2,346   | 685     |
|         | 工 事 計         | 283,086 | 272,007 | 278,334 | 276,760 |
|         | 業 務 受 託       | 3,817   | 5,745   | 5,316   | 4,245   |
| 計       |               | 286,903 | 277,752 | 283,650 | 281,005 |
| 設 計 監 理 |               | 6,029   | 8,644   | 8,118   | 6,555   |
| 小 計     |               | 292,932 | 286,397 | 291,768 | 287,561 |
| 不 動 産   |               | —       | —       | 116,896 | —       |
| 貸 室 営 業 |               | —       | —       | 2,772   | —       |
| 合 計     |               | —       | —       | 411,436 | —       |

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

当社は、安定的な資金の確保のために、長期の運転資金として金融機関より平成24年9月に総額134億円、平成25年3月に総額126億円と総額200億円をシンジケーション方式のタームローン契約による借入を行うとともに、短期の運転資金については金融機関と設定している総額630億円のコミットメントライン契約による、機動的な借入及び返済を行いました。なお、コミットメントライン契約は平成25年2月に契約の変更を行い、4N計画の期間の終了（平成28年3月末）以降が最終返済期限となる契約期限の延長をしております。

当期末の借入金総額は、シンジケーション方式のタームローン契約による借入金総額66億円減少したこと、コミットメントライン契約による借入金実行残高が総額25億円減少したこと、またPFI事業による借入金総額32億円減少したこと等により、前期末に比べ164億円減少し1,818億円となっております。

### (2) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は26億円であり、セグメント別の状況は以下のとおりであります。

設計施工関連事業においては、重要な設備投資は行っておりません。

不動産関連事業においては、賃貸物件の取得及び改修を中心に4億円の投資を行いました。

住宅関連サービス事業においては、有料老人ホームの建設及び改修を中心に11億円の投資を行いました。

その他においては、ホテルの改装を中心に7億円の投資を行いました。

また、所要資金は、自己資金及び借入金によっております。

### (3) 事業の譲渡、吸収分割の状況

当社は、平成25年2月26日開催の取締役会において、(株)オリエンタルランドの100%子会社である(株)ミリアルリゾートホテルズに、当社の100%子会社である(株)ブライトンコーポレーションの全株式を譲渡することを決議のうえ、同日付けで株式譲渡契約を締結し、平成25年3月29日に全株式を譲渡しました。

また、平成24年7月1日をもって、当社の連結子会社である(株)長谷工アーベストの流通仲介事業及びリノベーション事業を、吸収分割により(株)長谷工パートナーズへ承継させました。なお、同日付で、同社の商号を(株)長谷工リアルエステートに変更し、連結子会社としました。



### 1-3. 財産及び損益の状況

#### 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 93 期<br>(平成22年)<br>(3 月 期) | 第 94 期<br>(平成23年)<br>(3 月 期) | 第 95 期<br>(平成24年)<br>(3 月 期) | 第 96 期<br>(平成25年)<br>(3 月 期) |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 売 上 (百万円)<br>高         | 420,382                      | 440,429                      | 500,929                      | 558,919                      |
| 経 常 利 (百万円)<br>益       | 14,165                       | 19,138                       | 18,199                       | 19,976                       |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 5,814                        | 10,137                       | 11,242                       | 13,064                       |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 3.79                         | 6.29                         | 7.05                         | 8.34                         |
| 総 資 産 (百万円)            | 439,273                      | 457,487                      | 467,075                      | 460,864                      |
| 純 資 産 (百万円)            | 92,125                       | 97,478                       | 101,996                      | 113,805                      |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 30.76                        | 34.36                        | 40.76                        | 51.98                        |

#### 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第 93 期<br>(平成22年)<br>(3 月 期) | 第 94 期<br>(平成23年)<br>(3 月 期) | 第 95 期<br>(平成24年)<br>(3 月 期) | 第 96 期<br>(平成25年)<br>(3 月 期) |
|------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 受 注 (百万円)<br>高         | 270,650                      | 275,496                      | 280,561                      | 286,397                      |
| 売 上 (百万円)<br>高         | 303,528                      | 298,472                      | 368,044                      | 411,436                      |
| 経 常 利 (百万円)<br>益       | 13,502                       | 16,501                       | 14,644                       | 14,540                       |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 3,618                        | 9,461                        | 11,078                       | 15,953                       |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 2.14                         | 5.84                         | 6.94                         | 10.27                        |
| 総 資 産 (百万円)            | 358,839                      | 374,238                      | 390,012                      | 386,035                      |
| 純 資 産 (百万円)            | 81,312                       | 89,889                       | 95,815                       | 107,248                      |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)     | 23.65                        | 29.41                        | 36.75                        | 47.73                        |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 企業集団における1株当たり純資産は、期末純資産額から「発行済優先株式数×発行価額」及び第1回B種優先株式に係る優先配当金、並びに少数株主持分を控除した金額を、期末発行済普通株式数より自己株式数を控除した数値で除して算出しております。
3. 当社における1株当たり純資産は、期末純資産額から「発行済優先株式数×発行価額」及び第1回B種優先株式に係る優先配当金を控除した金額を、期末発行済普通株式数より自己株式数を控除した数値で除して算出しております。

#### 1-4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境としては、資材・労務価格の高騰、為替相場・金利の動向、消費税増税に伴う住宅税制政策など、多くの不確定要素があるものの、昨年の政権交代以降大胆な金融緩和政策への期待から円高が解消し、株式市場も回復する等、景気の先行きは明るさを取り戻しつつあります。

マンション市場では、平成25年になって、新政権の掲げる経済政策への期待感から、購入者マインドが回復に転じ、都心部の高額物件でも販売好調物件が増加し始めました。こうした需要者の購入マインドの回復を受け、供給サイドでも先送りしていた物件の供給を開始すると予測され、平成25年度の新規供給戸数は首都圏で5万5,000戸程度、近畿圏でも2万5,000戸程度の供給が行われると予測しています。

当社グループは、将来へ向けた経営体制の確立を目指し、平成25年3月期から平成28年3月期の4ヶ年を「新たなステージの基盤づくり」と位置付け、従来より取り組んできた建設を中心としたフロー市場とこれから着実に積みあがっていくストック市場の両方に軸足を置く経営への移行をより加速させるとともに、変化に耐えられる財務体質の整備、更に中長期的な視点を踏まえた新たな取組みへの挑戦を萌芽させていくことを主眼として策定した中期経営計画「PLAN for NEXT（略称：4N計画）」を着実に遂行していくことが最重要課題であると認識しております。

具体的には、以下の5点を掲げ取り組んでおります。

(1) 新規の住宅供給等を主なマーケットとする建設関連事業と既存の住宅関連等を中心とするサービス関連事業の両方に軸足を置く経営への移行を加速すること。

建設関連事業においては、次の施策等により、新築分譲マンション工事受注シェア20%以上を堅持します。

- ・不動産情報収集力の強化による特命受注比率のアップ
- ・設計施工を前提とした事業主との取組みの強化とその優位性を活かしたコストコントロール力の強化
- ・工事受注を主な目的とした事業参画による不動産事業の継続
- ・広域首都圏（首都圏1都3県に茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県を加えたもの）主要都市等への工事受注エリア拡大へ向けた情報収集及び施工体制の整備

サービス関連事業においては、次の施策等により、収益を段階的に向上させ、経常利益100億円を目指します。

- ・M&Aや提携による規模拡大も利用し、分譲・賃貸管理戸数の増大を目指すと共に、サービス業意識の徹底と人材投入により事業基盤を整備
- ・老朽化するマンションへ向けた建替や耐震改修・修繕対応等について、ハード・ソフト両面から一元的にサポートする体制を整備

- ・大規模修繕等のリフォーム分野でノウハウを蓄積し、収益を拡大
  - ・高齢者向け住宅分野へ管理・運営など多面的な取組みを展開
- (2) 安全・安心で快適な集合住宅を提供すること。
- ・IT技術の活用や工業化の推進など次世代生産システムの開発・構築
  - ・省エネや環境関連技術など次世代マンションの開発・展開
  - ・高齢者向け集合住宅及び賃貸マンションの生産技術の開発
  - ・改修技術開発の更なる強化
- (3) 持続的成長を支える財務基盤を確保し、発行済優先株式への対応とバランスの取れた財務戦略を推進し、普通株式への配当を復活すること。
- ・優先株式の普通株式転換による希薄化を回避するため、第1回B種優先株式全部を平成27年10月からの転換期間到来までに期間利益をもって償還
  - ・当社が、第1回B種優先株式を強制償還することができる期間を、平成26年9月30日から1年延長し、平成27年9月30日までに変更（平成24年6月28日開催の定時株主総会および普通株主様による種類株主総会、並びに平成24年6月26日の優先株主様による種類株主総会にて決議）
  - ・第1回B種優先株式を取得するために、将来的に必要となる可能性がある資金を一定の財務健全性を維持しながら確保する為のバックアップとして、優先株主でもある主力3行との間で、200億円を極度額とする劣後ローンのコミットメントライン（当該優先株式の取得のみに充当する事ができる資金使途限定型）を平成24年3月に設定
  - ・自己資本の質的向上並びに有利子負債の削減により財務健全性の維持向上を図り、事業方針・成長戦略に即した財務戦略上の柔軟性を確保
  - ・本計画期間内で可能な限り早期に普通株式への安定的な配当再開
- (4) 中長期的な視点を踏まえた新たな取組みへ挑戦すること。
- ・サービス関連事業を起点とした国内主要都市への事業エリア拡大の可能性を追求
  - ・海外における当社グループとしての収益拡大策の検討と実践
- (5) 実効性の高いガバナンス・内部統制の確立に向け注力すること。
- ・客観的・中立の経営監視機能として、過半数の社外監査役を含む監査役会による監視と、社外取締役導入による取締役会の活性化と経営の監視機能の強化を推進
  - ・コンプライアンス、品質（ISO9001）、環境（ISO14001）、情報セキュリティ、個人情報保護の体制の継続的な維持・強化

以上の取組みにより、本計画における計画最終年度の数値目標としましては、連結経常利益300億円以上、そのうち、管理・リフォームを中心としたサービス関連事業にて経常利益100億円としており、計画初年度（平成25年3月期）の業績については、ほぼ計画通りに推移し

ております。

なお、当社エンジニアリング事業部一級建築士事務所が平成12年から平成18年にかけて構造設計の一部を外注して建築確認申請を行なった8物件について、外注先作成の書類の一部に不整合があったとして、元請設計者及び建築士事務所として行政処分を受けました。本件については、当時当社が構築していた設計図書作成システムにより構造上の基準を満たしており安全上の問題は一切ございませんでした。また、本件による業績への影響はございませんでしたが、現在は更に管理体制を強化して再発防止を徹底しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況ではありますが、これからも株主の皆様をはじめ、取引金融機関などご支援頂いている皆様や、お取引先、お客様への感謝の気持ちを忘れずに、社会に必要とされ、「いい暮らしを、創る。」住まいのオンリーワングループを目指してまいります。

#### 1-5. 主要な事業セグメント

##### (1) 設計施工関連事業

建築・土木その他建設工事全般に関する請負及び建設事業に附帯する業務受託並びに建築物の企画・設計・監理及びコンサルティング

##### (2) 不動産関連事業

不動産の売買、交換、賃貸及び仲介、販売受託

##### (3) 住宅関連サービス事業

マンション等の賃貸、建物管理、賃貸管理、シニアリビング事業、印刷関連事業等

##### (4) その他

海外事業

1-6. 主要拠点等  
(1) 主要な営業所

当 社

本社：東京都港区芝二丁目32番1号  
関西：大阪市中央区平野町一丁目5番7号  
埼玉支店（さいたま市大宮区）、横浜支店、名古屋支店、  
京都支店

(株)ハセック

本社（東京都港区）、大阪支店

(株)フォリス

本社（東京都大田区）

不二建設(株)

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）

(株)長谷工アーベスト

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）、名古屋支店

(株)長谷工アネシス

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）

(株)長谷工コミュニティ

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）、  
東京西支店（東京都中野区）、  
北関東支店（さいたま市大宮区）、横浜支店、  
東関東支店（千葉市美浜区）、  
大阪南支店（大阪市浪速区）、神戸支店、京都支店、  
名古屋支店、九州支店（福岡市博多区）他

(株)長谷工ライブネット

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）、名古屋支店、  
福岡支店、仙台支店

(株)長谷工インテック

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）、名古屋支店

(株)長谷工スマイル

本社（東京都港区）、東京南支店（東京都大田区）、  
東京北支店（東京都足立区）、静岡支店（静岡県沼津市）、  
関西支店（大阪市中央区）他

コミュニティ

(株)長谷工コミュニティ九州

本社（福岡市博多区）、久留米支店、熊本支店、  
沖縄支店（沖縄県那覇市）

(株)長谷工リフォーム

本社（東京都港区）、関西支店（大阪市中央区）、  
店舗（東京都江戸川区、さいたま市大宮区、  
相模原市中央区、大阪市中央区、神戸市中央区、  
京都市下京区 他）

(株)センチュリーライフ

センチュリーシティ大宮公園（さいたま市見沼区）  
センチュリーシティ北浦和（さいたま市浦和区）  
センチュリーシティ西千葉（千葉市中央区）  
センチュリーシティ都島（大阪市都島区）  
センチュリーシティ常盤台（東京都板橋区）

(株)長谷工システムズ

本社（東京都港区）、関西（大阪市中央区）

(株)長谷工リアルエステート

本社（東京都港区）、関西支社（大阪市中央区）、  
店舗（東京都大田区・板橋区、埼玉県川口市、横浜市栄区、  
大阪市都島区、兵庫県西宮市、京都市中京区 他）

## (2) 従業員の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数   | 前期末比増減 |
|----------------|--------|--------|
| 設計施工関連事業       | 1,924名 | -10名   |
| 不動産関連事業        | 661    | +16    |
| 住宅関連サービス事業     | 1,763  | +99    |
| その他の           | 97     | -14    |
| 全社（共通）         | 195    | 0      |
| 合計             | 4,640  | +91    |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。  
2. 上記のうち、当社の従業員数は2,005名であります。  
3. 上記のほか、非連結子会社の従業員が住宅関連サービス事業で就業しております。

### 1-7. 重要な子会社の状況

| 名 称                           | 出 資 比 率      | 主 要 な 事 業 内 容                            |
|-------------------------------|--------------|------------------------------------------|
| (子会社)                         | %            |                                          |
| (株) ハ セ ッ ク                   | 100          | 建築資材・機器の販売・代理店業務                         |
| (株) フ オ リ ス                   | 100          | 内装インテリアの製造・販売                            |
| 不 二 建 設 (株)                   | 91           | 総合建設業、宅地建物取引業                            |
| (株) H C 綾 瀬 川 住 宅             | 90(10)       | 「財務省公務員宿舎綾瀬川住宅事業」における事業主                 |
| (株) H C 小 金 井 住 宅             | 90(10)       | 「財務省公務員宿舎小金井住宅事業」における事業主                 |
| (株) 長 谷 工 ア ー ベ ス ト           | 100          | 新築分譲マンションの販売受託                           |
| (株) 長 谷 工 リ ア ル エ ス テ ー ト     | 100          | 不動産の仲介                                   |
| (株) 長 谷 工 イ ン テ ッ ク           | 100          | インテリア商品の販売                               |
| (有) オ ー ク ・ デ ベ ロ ッ プ メ ン ト   | 99.55(4.55)  | みなとみらい46街区のオフィスビル事業                      |
| (株) 長 谷 工 ア ネ シ ス             | 100          | 住宅関連サービス事業会社の経営管理                        |
| (株) 長 谷 工 M M H               | 100(100)     | マンション管理事業等を裏付としたキャッシュフローファイナンスにおける中間持株会社 |
| (株) 長 谷 工 M M B               | 100(100)     | マンション管理事業等を裏付としたキャッシュフローファイナンスにおける借入     |
| (株) 長 谷 工 コ ミ ュ ニ テ ィ         | 100(100)     | 分譲マンションの管理・修繕                            |
| (株) 長 谷 工 ラ イ ブ ネ ッ ト         | 100(100)     | 賃貸マンションの管理・仲介、社宅管理代行                     |
| (株) 長 谷 工 リ フ ォ ー ム           | 100(100)     | マンションの大規模修繕、内装リフォーム                      |
| (株) 長 谷 工 ス マ イ ル コ ミ ュ ニ テ ィ | 99.76(99.76) | 分譲マンションの管理・修繕                            |
| (株) 長 谷 工 コ ミ ュ ニ テ ィ 九 州     | 100(100)     | 分譲マンションの管理・修繕                            |
| (株) セ ン チ ュ リ ー ラ イ フ         | 100(100)     | 有料老人ホームの運営・介護保険事業                        |
| (株) 長 谷 工 シ ス テ ム ズ           | 100(100)     | 印刷、オフィス用品レンタル、保険代理店業務                    |
| HASEKO America, Inc.          | 100          | ハワイにおける宅地建物取引業                           |

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
 2. (株)長谷工リアルエステートは、平成24年7月1日をもって、(株)長谷工アーベストの流通仲介事業及びリノベーション事業を、吸収分割により承継し連結子会社となっております。  
 3. 当社は、平成25年3月29日に(株)ブライトンコーポレーションの全株式を売却したことに伴い、同社を連結子会社から除外しております。

上記の重要な子会社20社を含む連結子会社は40社、持分法適用関連会社は1社であります。当期においては、売上高5,589億円（前期比11.6%増）、経常利益200億円（前期比9.8%増）、当期純利益131億円（前期比16.2%増）となりました。



## 1-8. 主要な借入先及び借入額

| 借入先             | 借入金残高  |
|-----------------|--------|
|                 | 百万円    |
| 株式会社りそな銀行       | 34,403 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 33,015 |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 22,598 |
| 株式会社MMファウンディング  | 14,688 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 12,900 |
| 株式会社三井住友銀行      | 12,864 |
| みずほ信託銀行株式会社     | 9,340  |

(注) 主力取引金融機関（株式会社りそな銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行）と総額630億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における借入実行残高は101億円であります。

## II. 株式に関する事項

### 2-1.発行可能株式総数

|        |                |
|--------|----------------|
| 普通株式   | 2,100,000,000株 |
| A種優先株式 | 156,000,000株   |
| B種優先株式 | 90,000,000株    |

### 2-2.発行済株式の総数

|           |                |                    |
|-----------|----------------|--------------------|
| 普通株式      | 1,503,157,388株 | (自己株式 814,601株を除く) |
| 第1回B種優先株式 | 70,000,000株    |                    |

### 2-3.株主数

|           |         |
|-----------|---------|
| 普通株式      | 76,824名 |
| 第1回B種優先株式 | 3名      |

### 2-4.大株主の状況

| 株 主 名                                          | 持 株 数  |               |        | 合計株式<br>持株比率 |
|------------------------------------------------|--------|---------------|--------|--------------|
|                                                | 普通株式   | 第1回B種<br>優先株式 | 合 計    |              |
|                                                | 千株     | 千株            | 千株     | %            |
| 株式会社りそな銀行                                      | 63,049 | 25,574        | 88,623 | 5.63         |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株式会社 (信託口)                   | 76,248 | —             | 76,248 | 4.84         |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社 (信託口)                 | 66,112 | —             | 66,112 | 4.20         |
| 株式会社みずほコーポレート銀行                                | 31,525 | 19,786        | 51,311 | 3.26         |
| M S C O C U S T O M E R<br>S E C U R I T I E S | 49,163 | —             | 49,163 | 3.12         |
| 長谷グループ従業員持株会                                   | 31,204 | —             | 31,204 | 1.98         |
| ザチエスマンハットンバンクエヌエイ<br>ロンドンエスエルオムニバスアカウント        | 27,159 | —             | 27,159 | 1.72         |
| 日本証券金融株式会社                                     | 25,574 | —             | 25,574 | 1.62         |
| 三井住友信託銀行株式会社                                   | —      | 24,640        | 24,640 | 1.56         |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社 (信託口9)                | 22,328 | —             | 22,328 | 1.41         |

- (注) 1. 第1回B種優先株式は無議決権株式であります。  
 2. 持株比率は、自己株式814,601株を控除して計算しております。  
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数は、全て信託持分となっております。

## 2-5.特定の者から買受けた株式

| 売主              | 株式の種類     | 株式の数        | 取得価額の総額     |
|-----------------|-----------|-------------|-------------|
| 株式会社りそな銀行       | 第1回B種優先株式 | 3,653,000株  | 1,833,989千円 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 第1回B種優先株式 | 2,827,000株  | 1,419,295千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 第1回B種優先株式 | 3,520,000株  | 1,767,216千円 |
| 合計              |           | 10,000,000株 | 5,020,500千円 |

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 3-1. 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 地 位             | 氏 名     | 担 当                                    | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                 |
|-----------------|---------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社 長    | 大 栗 育 夫 |                                        |                                                                                                 |
| 代表取締役<br>副 社 長  | 辻 範 明   | 社長補佐                                   | (株)長谷工アネシス 代表取締役社長<br>(株)長谷工リフォーム 取締役                                                           |
| 代表取締役<br>専務執行役員 | 長 谷 川 厚 | 関西代表                                   |                                                                                                 |
| 代表取締役<br>専務執行役員 | 西 野 實   | 経営企画部門・経営管理<br>部門管掌                    | (株)長谷工アネシス 取締役                                                                                  |
| 代表取締役<br>常務執行役員 | 吉 田 隆一郎 | 営業企画部門・都市開発<br>部門管掌                    |                                                                                                 |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 村 塚 章 介 | 営業部門・開発推進部門<br>管掌 兼 関西営業管掌             | (株)長谷工アーベスト 取締役<br>新日本商業開発(株) 取締役                                                               |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 今 中 裕 平 | 経理部・主計部・大阪経<br>理部担当 兼 財務部・資<br>金管理部管掌  |                                                                                                 |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 嶋 田 盛 雄 | 建設部門管掌                                 | (株)ハセック 代表取締役社長<br>(株)フォリス 取締役<br>(株)長谷工ナヴィエ 取締役<br>(株)長谷工リフォーム 取締役<br>(株)K A I 建築環境コンサルタンツ 取締役 |
| 取 締 役<br>常務執行役員 | 北 村 欣 一 | 関西建設部門管掌                               | (株)長谷工テクノ 取締役                                                                                   |
| 取 締 役<br>執行役員   | 池 上 一 夫 | 設計部門エンジニアリン<br>グ事業部長                   | (株)フォリス 取締役<br>(株)長谷工設計 取締役                                                                     |
| 取 締 役<br>執行役員   | 谷 淳 一   | 関西営業部門担当 兼 東<br>海事業部長 兼 関西開発<br>推進部門管掌 | (株)長谷工アーベスト 取締役<br>(株)長谷工リアルエステート 取締役                                                           |
| 取 締 役<br>執行役員   | 常 松 豪   | 設計部門 (関西) 大阪エ<br>ンジニアリング事業部長           | (株)長谷工設計 取締役                                                                                    |
| 取 締 役           | 木 下 博 夫 |                                        | 国立京都国際会館常任理事 (館長)                                                                               |
| 常勤監査役           | 小 島 昭 男 |                                        |                                                                                                 |
| 常勤監査役           | 鈴 木 幸 一 |                                        |                                                                                                 |
| 監 査 役           | 秋 峯 晴 男 |                                        | 山梨学院大学及び同大学大学院教授                                                                                |
| 監 査 役           | 内 川 治 哉 |                                        | 弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士                                                                                |
| 監 査 役           | 中 道 正 彦 |                                        | 蛇の目ミシン工業(株) 顧問                                                                                  |

- (注) 1. 平成24年6月28日開催の第95期定時株主総会において、あらたに取締役として谷淳一及び常松豪が、監査役として鈴木幸一が、それぞれ選任され、就任いたしました。
2. 同定時株主総会終結の時をもって取締役岩尾崇、米川忠男、監査役大西敏夫が退任いたしました。
3. 取締役木下博夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役秋峯晴男、内川治哉及び中道正彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、社外取締役、木下博夫及び社外監査役、秋峯晴男、内川治哉、中道正彦を東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、両取引所に対して届け出を行っております。
6. 当社は、弁護士法人御堂筋法律事務所との間で、法律顧問契約を締結しております。なお、国立京都国際会館、山梨学院大学及び同大学大学院並びに蛇の目ミシン工業(株)との間には開示すべき関係はありません。
7. 監査役小島昭男は、29年間当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役秋峯晴男は、税理士となる資格（税理士法第3条第1項第2号に該当）を有し、山梨学院大学及び同大学大学院の租税法並びに会計学の教授であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役中道正彦は、12年7ヶ月間蛇の目ミシン工業(株)の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 取締役兼任以外の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位    | 氏 名     | 担 当                                              |
|--------|---------|--------------------------------------------------|
| 常務執行役員 | 佐 藤 雅 紀 | 技術推進部門管掌                                         |
| 常務執行役員 | 平 野 富士雄 | 営業部門担当                                           |
| 執行役員   | 田 子 直 史 | 開発推進部門担当                                         |
| 執行役員   | 岡 田 裕   | 広報IR部担当                                          |
| 執行役員   | 天 野 里 司 | 人事部・人材開発部・大阪人事部・ウェルセンター担当                        |
| 執行役員   | 河 村 順 二 | 技術推進部門 商品企画室・IT戦略室担当                             |
| 執行役員   | 川 村 隆   | 関西建設部門 購買・積算担当                                   |
| 執行役員   | 楢 岡 祥 之 | 経営企画部・関連事業部・海外事業企画部担当                            |
| 執行役員   | 原 口 義 典 | 建設部門 購買・積算担当                                     |
| 執行役員   | 松 岡 政 明 | 関西都市開発部門担当                                       |
| 執行役員   | 横 川 英 夫 | 技術推進部門 技術研究所長                                    |
| 執行役員   | 歌 田 次 男 | 設計部門 エンジニアリング事業部副事業部長 設備設計室・設計監理室・開発設計室・BIM推進室担当 |
| 執行役員   | 吉 岡 毅   | 関西開発推進部門担当                                       |

| 地 位  | 氏 名     | 担 当                                                                |
|------|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 執行役員 | 山 田 義 明 | 財務部・資金管理部担当                                                        |
| 執行役員 | 村 川 俊 之 | 建設部門 第三施工統括部・第四施工統括部・C S 促進部・設備部担当                                 |
| 執行役員 | 山 本 三 里 | 建設部門 第一施工統括部・第二施工統括部・生産推進部・生産計画部・計画推進部・環境システム部・技術部・施工品質検査部・安全管理部担当 |
| 執行役員 | 三田部 芳 信 | 営業部門 第二事業部・第三事業部担当                                                 |
| 執行役員 | 河 本 順   | 関西営業部門 第一事業部・第二事業部担当                                               |
| 執行役員 | 谷 信 弘   | 営業部門 第一事業部・横浜支店担当                                                  |
| 執行役員 | 古 泉 正 人 | 関西建設部門 施工管理・C S 促進部担当                                              |
| 執行役員 | 大 岡 修 平 | 都市開発部門 住宅開発事業部担当                                                   |
| 執行役員 | 高 橋 勝 英 | 都市開発部門 都市開発事業部担当                                                   |
| 執行役員 | 奥 山 真 弘 | 営業企画部門（東京）担当 兼 都市開発部門管掌補佐                                          |
| 執行役員 | 亀 岡 護   | 営業企画部門（関西）担当 兼 関西都市開発部門管掌補佐                                        |

11. 平成24年7月1日付にて亀岡護が執行役員に就任しております。
12. 平成24年12月3日付をもって執行役員小林浩二が、平成25年3月31日付をもって執行役員歌田次男及び三田部芳信が退任しております。
13. 平成25年4月1日付にて今川信夫が執行役員関西建設部門計画推進部・環境システム部・技術部・生産計画部・設備部・安全管理部担当に、定永好史が執行役員設計部門エンジニアリング事業部副事業部長コスト企画室・設計監理室・B I M推進室担当に、鶴田高士が執行役員建設部門第一施工統括部・第二施工統括部担当に、熊野聡が執行役員営業部門第一事業部・横浜支店担当に、それぞれ就任しております。

14. 平成25年4月1日付にて下記取締役及び執行役員の地位又は担当を以下のとおり変更しております。

| 氏名   | 変更前                                                                | 変更後                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 村塚章介 | 取締役常務執行役員                                                          | 取締役専務執行役員                                              |
| 嶋田盛雄 | 取締役常務執行役員                                                          | 取締役専務執行役員                                              |
| 谷淳一  | 関西営業部門担当 兼 東海事業部長<br>兼 関西開発推進部門管掌                                  | 関西営業部門担当 兼 関西開発推進部門管掌                                  |
| 田子直史 | 執行役員                                                               | 常務執行役員                                                 |
| 原口義典 | 執行役員                                                               | 常務執行役員                                                 |
| 松岡政明 | 執行役員                                                               | 常務執行役員                                                 |
| 河村順二 | 技術推進部門 商品企画室・IT戦略室担当                                               | 技術推進部門 技術戦略室・品質管理室・住宅企画推進室・商品企画室・IT戦略室担当               |
| 村川俊之 | 建設部門 第三施工統括部・第四施工統括部・CS促進部・設備部担当                                   | 建設部門 第三施工統括部・第四施工統括部・CS促進部担当                           |
| 山本三里 | 建設部門 第一施工統括部・第二施工統括部・生産推進部・生産計画部・計画推進部・環境システム部・技術部・施工品質検査部・安全管理部担当 | 建設部門 計画推進部・環境システム部・技術部・施工品質検査部・生産推進部・生産計画部・設備部・安全管理部担当 |
| 谷信弘  | 営業部門 第一事業部・横浜支店担当                                                  | 営業部門 第二事業部・第三事業部担当                                     |

### 3-2. 当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

| 区分  | 支給人数 | 報酬等の額        | 摘要 |
|-----|------|--------------|----|
| 取締役 | 14人  | 298,097,130円 |    |
| 監査役 | 6人   | 53,140,180円  |    |
| 計   | 20人  | 351,237,310円 |    |

### 3-3. 各社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                    |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 木下博夫 | 当期開催の取締役会17回全てに出席し、わが国の公職を歴任しての豊富な見識並びに株式会社の代表取締役社長としての企業経営の経験をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。 |
| 監査役 | 秋峯晴男 | 当期開催の取締役会17回、監査役会12回全てに出席し、大学教授としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、主に会計・税務関連についての発言を行っております。                      |
| 監査役 | 内川治哉 | 当期開催の取締役会17回、監査役会12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般について法的側面より発言を行っております。                     |
| 監査役 | 中道正彦 | 当期開催の取締役会17回、監査役会12回全てに出席し、業種を異とする会社の役員経験を含む豊富な経験並びに高い見識をもって、中立的客観的立場で、必要に応じ、会社運営全般についての発言を行っております。       |

### 3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

### 3-5. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

|              | 支給人数 | 報酬等の額       | 当社の子会社からの役員報酬等 |
|--------------|------|-------------|----------------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 4人   | 24,600,000円 | 一円             |



#### IV. 会計監査人に関する事項

##### 4-1. 氏名または名称

| 区 分   | 名 称         |              |
|-------|-------------|--------------|
| 会計監査人 | 新日本有限責任監査法人 | 平成19年6月28日就任 |

##### 4-2. 会計監査人の報酬等の額

|   |                                     |              |
|---|-------------------------------------|--------------|
| ① | 報酬等の額                               | 90,000,000円  |
| ② | 当社及び当社子会社が支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 157,380,000円 |

当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

また、当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計指導、助言等についての対価を支払っております。

なお、当社の重要な子会社のうち、HASEKO America, Inc.、(株)H C 綾瀬川住宅、(株)H C 小金井住宅及び(有)オーク・デベロップメントは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査（会社法または金融商品取引法の規定によるものに限る）を受けております。

(注) 1. 「公認会計士または監査法人」には、外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者も含んでおります。

2. 「会社法または金融商品取引法」には、これらの法律に相当する外国の法令も含んでおります。

##### 4-3. 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、お客様本位の事業活動を通じて社会に貢献し、信頼を得ることを経営の基本方針とし、適正な業務執行のための体制を整備・運用していくことが経営の重要な責務であるとの認識のもと内部統制システムを構築しております。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、「長谷工グループ行動規範」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めます。また、コンプライアンスの向上にむけコンプライアンス室を設置し、社内規程に従いコンプライアンスの推進・教育を行うとともに、コンプライアンスに関する相談や法令違反行為等の通報のために内部通報制度を設け、社外を含めた窓口を設置しております。

また、社長直轄の監査部を設置し、社内規程に従い各部門における諸活動が法令、定款、会社の規程・方針等に適合し、妥当であるものかどうかを検討・評価し、その結果に基づき改善を行います。

加えて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、これらの反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応します。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に係る記録並びに取締役及び執行役員が社内規程に基づき決裁した書類等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を法令及び社内規程に基づき、文書に記載し又は電磁的方法により記録し、保存します。

また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務執行責任の明確化、事業環境に適した業務執行体制の構築を目的に「執行役員制度」を導入し、執行機能の強化を進め、「取締役会」においては、経営の基本方針の決定、業務執行の監督の強化を進めることにより、経営の健全性と効率性を高めてまいります。

また、重要な取締役会決議事項についての事前審議を行い、また「取締役会」から授権された事項に関する意思決定を機動的に行う業務執行会議として「営業執行会議」「技術執行会議」を設置し、特に重要度の高い事項については「グループ経営協議会」を開催し事前の審議を実施するとともに、経営環境及び会社の財政状態に適した決裁権限及び稟議決裁に関する社内規程の整備により、業務執行の効率化と監督機能の強化の両立に努めます。

加えて、全社並びに各営業部門における主要な数値目標を含む経営計画を策定し、各部門においては具体的な施策を立案し執行するとともに、「取締役会」及び「営業執行会議」「技術執行会議」における報告を通じてその進捗状況を定期的に確認しております。また、経営計画達成のため、取締役及び執行役員の職務分担及び責任を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、様々なリスクに対して、リスク関連情報の収集に努め、リスクの大小や発生可能性に応じて、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、リスク統括部を中心に組織的な対応に取り組みます。

具体的には、経営企画部門及び経営管理部門の各セクションが連携をとりながら職務の役割に応じて業務執行状況をチェックする体制を整備し、更に、監査部によるチェック体制を整えます。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては、電子稟議システムにより監査役及び経営企画部門並びに経営管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築します。また、「取締役会」「営業執行会議」「技術執行会議」へ付議される案件のうち多数の部署が関わる案件、専門性の高い案件については、諮問会議・委員会を設けることで、事前の検証を十分に行うとともに、モニタリングが必要なものについては定期的な報告を義務付けております。

加えて、当社及びグループ全体のリスク管理体制の強化を目的として、社長を委員長とするリスク統括委員会を設置し、社内規程に基づき、リスクの横断的な収集、分析、評価、対応を行っていく体制を整備します。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、企業集団全体に対して定めた「長谷工グループ行動規範」に基づき、企業集団全体が一体となってコンプライアンス経営の確立に努めます。

子会社は、当社との連携・情報共有を行うことを基本とし、加えて、当該子会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の特性を踏まえて、内部統制システムの整備を行います。

子会社は、各社での規程に従うほか、重要な事項については当社において定めた規程に従い、当社での稟議決裁又は取締役会での承認・報告を経ることにより、経営管理及びリスク管理の徹底を図ります。また、監査部は必要に応じて子会社についても内部監査の対象とします。

また、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整備します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役の下に監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置します。  
また、監査役室に配置する使用人については、他部署との兼務とする場合においても、監査役の補助業務に関する指示・命令については、監査役から直接行える体制を整備するとともに、当該使用人の人事異動については、事前に常勤監査役に報告を行い、意見交換を行います。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社は、「営業執行会議」「技術執行会議」その他の重要な会議への出席、議事録の送付及び電子稟議システムの常時閲覧等により重要な事項について監査役に報告を行う体制を整備します。  
上記の他、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査役会に報告します。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
社長は、監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な意見交換を行います。  
監査部は、内部監査の計画及び結果の報告を監査役に対しても適宜行い、相互の連携を図ります。  
監査役会は、取締役会において年間の監査計画及び監査の重点事項を説明し、取締役の協力を求め、取締役はこれに応じます。

---

記載の金額は単位未満を四捨五入して表示しており、持株数は切り捨てて表示しております。  
I. 1-1. (2)「事業セグメント別の状況」に記載の売上高は、連結外部に対する売上高により表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

| 区 分                         | 金 額            | 区 分                              | 金 額            |
|-----------------------------|----------------|----------------------------------|----------------|
|                             | 百万円            |                                  | 百万円            |
| <b>(資 産 の 部)</b>            |                | <b>(負 債 の 部)</b>                 |                |
| <b>I 流 動 資 産</b>            | <b>352,624</b> | <b>I 流 動 負 債</b>                 | <b>215,044</b> |
| 現 金 預 金                     | 118,589        | 支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等            | 112,888        |
| 受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等 | 95,136         | 短 期 借 入 金                        | 57,900         |
| 未 成 工 事 支 出 金 等             | 7,945          | 未 払 法 人 税 等                      | 819            |
| 販 売 用 不 動 産                 | 26,522         | 未 成 工 事 受 入 金                    | 12,498         |
| 不 動 産 事 業 支 出 金             | 48,620         | 不 動 産 事 業 受 入 金                  | 6,520          |
| 開 発 用 不 動 産 等               | 37,600         | 完 成 工 事 補 償 引 当 金                | 2,581          |
| 繰 延 税 金 資 産                 | 7,691          | 工 事 損 失 引 当 金                    | 42             |
| そ の 他                       | 10,823         | 賞 与 引 当 金                        | 1,887          |
| 貸 倒 引 当 金                   | △ 302          | そ の 他                            | 19,909         |
| <b>II 固 定 資 産</b>           | <b>108,241</b> | <b>II 固 定 負 債</b>                | <b>132,015</b> |
| <b>1 有 形 固 定 資 産</b>        | <b>66,007</b>  | 長 期 借 入 金                        | 123,944        |
| 建 物 ・ 構 築 物                 | 32,998         | 退 職 給 付 引 当 金                    | 1,966          |
| 機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品   | 1,784          | そ の 他                            | 6,105          |
| 土 地                         | 30,707         | <b>負 債 合 計</b>                   | <b>347,059</b> |
| 建 設 仮 勘 定                   | 518            |                                  | 百万円            |
| <b>2 無 形 固 定 資 産</b>        | <b>5,140</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b>               |                |
| 借 地 権                       | 1,594          | <b>I 株 主 資 本</b>                 | <b>124,481</b> |
| の れ ん                       | 3,082          | <b>1 資 本 金</b>                   | <b>57,500</b>  |
| そ の 他                       | 464            | <b>2 資 本 剰 余 金</b>               | <b>7,500</b>   |
| <b>3 投 資 そ の 他 の 資 産</b>    | <b>37,095</b>  | <b>3 利 益 剰 余 金</b>               | <b>59,605</b>  |
| 投 資 有 価 証 券                 | 8,378          | <b>4 自 己 株 式</b>                 | △ 123          |
| 長 期 貸 付 金                   | 1,489          | <b>II そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>  | △ 10,848       |
| 繰 延 税 金 資 産                 | 16,656         | <b>1 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金</b> | 2,225          |
| そ の 他                       | 11,667         | <b>2 為 替 換 算 調 整 勘 定</b>         | △ 13,073       |
| 貸 倒 引 当 金                   | △ 1,095        | <b>III 少 数 株 主 持 分</b>           | 172            |
|                             |                | <b>純 資 産 合 計</b>                 | <b>113,805</b> |
| <b>資 産 合 計</b>              | <b>460,864</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>             | <b>460,864</b> |

## 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

| 区 分            | 金       | 額       |
|----------------|---------|---------|
|                | 百万円     | 百万円     |
| I 売上高          |         | 558,919 |
| II 売上原価        |         | 505,460 |
| III 売上総利益      |         | 53,459  |
| IV 販売費及び一般管理費  |         | 29,130  |
| V 営業利益         |         | 24,329  |
| VI 営業外収益       |         |         |
| 受取利息配当金        | 592     |         |
| 持分法投資利益        | 73      |         |
| 受取保険金          | 160     |         |
| その他            | 619     | 1,444   |
| VII 営業外費用      |         |         |
| 支払利息           | 3,579   |         |
| 口金等付帯費用        | 1,955   |         |
| その他            | 264     | 5,797   |
| VIII 経常利益      |         | 19,976  |
| IX 特別利益        |         |         |
| 固定資産売却益        | 7       | 7       |
| X 特別損失         |         |         |
| 固定資産処分損失       | 128     |         |
| 減損損失           | 436     |         |
| ホテル事業整理損失      | 7,715   | 8,280   |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 11,704  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 985     |         |
| 法人税等調整額        | △ 2,369 | △ 1,384 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 13,088  |
| 少数株主利益         |         | 24      |
| 当期純利益          |         | 13,064  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                               | 百万円     | 百万円       | 百万円       | 百万円     | 百万円         |
| 平成24年4月1日残高                   | 57,500  | 7,500     | 52,074    | △ 123   | 116,952     |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 当期純利益                         |         |           | 13,064    |         | 13,064      |
| 剰余金の配当                        |         |           | △ 578     |         | △ 578       |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △ 5,021 | △ 5,021     |
| 自己株式の処分                       |         | △ 0       |           | 0       | 0           |
| 自己株式の消却                       |         | △ 5,021   |           | 5,021   | —           |
| 資本剰余金の填補                      |         | 5,021     | △ 5,021   |         | —           |
| 連結範囲の変動                       |         |           | 65        |         | 65          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 7,531     | △ 1     | 7,530       |
| 平成25年3月31日残高                  | 57,500  | 7,500     | 59,605    | △ 123   | 124,481     |

|                               | その他の包括利益累計額      |              |                   | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------------|------------------|--------------|-------------------|--------|---------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括利<br>益累計額合計 |        |         |
|                               | 百万円              | 百万円          | 百万円               | 百万円    | 百万円     |
| 平成24年4月1日残高                   | 1,101            | △ 16,207     | △ 15,106          | 150    | 101,996 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |                   |        |         |
| 当期純利益                         |                  |              |                   |        | 13,064  |
| 剰余金の配当                        |                  |              |                   |        | △ 578   |
| 自己株式の取得                       |                  |              |                   |        | △ 5,021 |
| 自己株式の処分                       |                  |              |                   |        | 0       |
| 自己株式の消却                       |                  |              |                   |        | —       |
| 資本剰余金の填補                      |                  |              |                   |        | —       |
| 連結範囲の変動                       |                  |              |                   |        | 65      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 1,124            | 3,134        | 4,257             | 21     | 4,279   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 1,124            | 3,134        | 4,257             | 21     | 11,809  |
| 平成25年3月31日残高                  | 2,225            | △ 13,073     | △ 10,848          | 172    | 113,805 |

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社名

事業報告「I.企業集団の現況に関する事項 1-7.重要な子会社の状況」に記載のとおり。

HASEKO Construction Kipuka,LLC及びHASEKO Homeloans,LLCは新たに設立したため、連結の範囲に含めている。

また、平成24年7月1日付で、(株)長谷工リアルエステート(同日付、(株)長谷工パートナーズより商号変更。)は、連結子会社である(株)長谷工アーベストの流通仲介事業及びリノベーション事業を吸収分割により承継し、連結子会社となっている。

なお、従来連結の範囲に含めていた(株)ブライトンコーポレーションは、平成25年3月29日付で全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外している。

#### (2) 主要な非連結子会社名

(株)長谷工ナヴィエ、(株)長谷工テクノ

#### (3) 非連結子会社について、連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外している。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社の数

関連会社 1社

持分法を適用する関連会社名

(株)森組

なお、非連結子会社で持分法適用の会社はない。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社名

持分法非適用の主要な非連結子会社名

(株)長谷工ナヴィエ、(株)長谷工テクノ

持分法非適用の主要な関連会社名

新日本商業開発(株)

#### (3) 持分法を適用しない非連結子会社・関連会社について、持分法を適用しない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

なお、当社が共同事業主として事業参画する特定目的会社に対する出資のうち、当社の持分割合が100分の20以上、100分の50以下であるものが以下のとおり1件あるが、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)により各出資者からは独立しているため、当社の関連会社とはしていない。

東京開発F特定目的会社



### 3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうちHASEKO America, Inc.及びその連結子会社、(株)長谷工MMHの決算日は12月31日、(株)長谷工MMBの決算日は9月30日である。

連結計算書類の作成にあたっては、HASEKO America, Inc.及びその連結子会社については、12月31日現在の計算書類を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしている。

(株)長谷工MMH、(株)長谷工MMBについては連結決算日現在で本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を基礎としている。

上記以外の連結子会社の決算日は連結計算書類作成会社と同一である。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産

未成工事支出金、販売用不動産、不動産事業支出金、開発用不動産等

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）  
よっている。

連結子会社の一部は定額法よっている。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法よっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法よっている。

##### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法よっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理よっている。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### ②完成工事補償引当金

完成工事高として計上した工事に係る瑕疵についてその引渡し後において、自己の負担により無償で補修すべき場合の費用支出に備えるため、補修費用の見積額に基づき計上している。

#### ③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

#### ④賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

#### ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上している。

### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ①重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の請負工事については、工事完成基準によっている。

#### ②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外連結子会社の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めている。

#### ③重要なヘッジ会計の方針

金利スワップ取引につき、特例処理を採用している。

#### ④のれんの償却方法及び償却期間

発生時においてその効果の発現すると見積られた期間で均等償却を行っている。但し、金額が僅少の場合には発生時の損益として処理している。

#### ⑤支払利息の処理方法

連結子会社の一部は、不動産開発事業に要した資金に対する支払利息を販売用不動産等の取得原価に算入している。

## ⑥消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## ⑦連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

## (会計方針の変更)

## (減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更している。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微である。

**連結貸借対照表に関する注記**

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額      | 19,340百万円 |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |           |
| (1) 担保に供している資産         |           |
| 現金預金                   | 991百万円    |
| 受取手形・完成工事未収入金等         | 13,770百万円 |
| 開発用不動産等                | 28,752百万円 |
| 流動資産（その他）              | 119百万円    |
| 建物・構築物                 | 16,024百万円 |
| 機械・運搬具・工具器具備品          | 330百万円    |
| 土地                     | 17,167百万円 |
| 建設仮勘定                  | 263百万円    |
| 借地権                    | 48百万円     |
| 無形固定資産（その他）            | 2百万円      |
| 投資有価証券                 | 332百万円    |
| 長期貸付金                  | 302百万円    |

(注) 上記の担保に供している資産の他、連結計算書類上相殺されているが、下記の資産を担保に供している。

## ① 当社の子会社が営むマンション管理事業等から生じるキャッシュ・フローを裏付けとした借入金について

(株)長谷工アネシスが保有する(株)長谷工MMHの株式14,680百万円、(株)長谷工MMHが保有する(株)長谷工MMBの株式14,679百万円、(株)長谷工MMBが保有する(株)長谷工コミュニティ、(株)長谷工ライブネット、(株)長谷工スマイルコミュニティ及び(株)長谷工リフォームの株式14,299百万円、(株)長谷工コミュニティが保有する(株)長谷工コミュニティ九州の株式780百万円、(株)長谷工MMBからの連結子会社向け貸付金18,080百万円、当該連結子会社からの当社向け貸付金12,203百万円並びに当該連結子会社からの(株)長谷工MMB向け貸付金3,472百万円を担保に供している。

② P F I 事業に係る借入金について

当社及び㈱長谷工コミュニティが保有する㈱H C綾瀬川住宅並びに㈱H C小金井住宅の株式18百万円、当社からの㈱H C綾瀬川住宅並びに㈱H C小金井住宅向け貸付金373百万円を担保に供している。

③ アメリカ合衆国ハワイ州での不動産開発及び販売事業に係る借入金について

HASEKO America,Inc.の当社に対する流動資産（その他）350百万円を担保に供している。

(2) 担保に係る債務

|                             |                |            |
|-----------------------------|----------------|------------|
|                             | 短期借入金          | 9,688百万円   |
|                             | 長期借入金          | 30,450百万円  |
| 3. 保証債務等                    | 保証債務           | 9,848百万円   |
|                             | 保証予約           | 763百万円     |
| 4. 受取手形裏書譲渡高                |                | 1百万円       |
| 5. 退職給付債務に関する事項             |                |            |
|                             | 退職給付債務         | △46,980百万円 |
|                             | 年金資産           | 35,840百万円  |
|                             | 未積立退職給付債務      | △11,140百万円 |
|                             | 会計基準変更時差異の未処理額 | 432百万円     |
|                             | 未認識数理計算上の差異    | 11,912百万円  |
|                             | 未認識過去勤務債務      | △3,103百万円  |
|                             | 連結貸借対照表計上額純額   | △1,900百万円  |
|                             | 前払年金費用         | 66百万円      |
|                             | 退職給付引当金        | △1,966百万円  |
| 6. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。 |                |            |

**連結損益計算書に関する注記**

1. 工事進行基準による完成工事高 289,958百万円
2. 減損損失  
当連結会計年度において当社グループは、主に以下の資産について減損損失を認識した。

| 用途             | 種類     | 場所         | 件数 |
|----------------|--------|------------|----|
| 住宅関連サービス事業用不動産 | 土地及び建物 | 神奈川県相模原市 他 | 3件 |
| 住宅関連サービス事業用資産  | 無形固定資産 | 東京都港区      | 1件 |

減損損失を認識した住宅関連サービス事業用不動産及び住宅関連サービス事業用資産については、個別の物件毎にグルーピングしている。近年の不動産価格の下落、収益性の低下又は保有目的の変更により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（436百万円）として特別損失に計上した。その内訳は、建物・構築物6百万円、土地1百万円及び無形固定資産429百万円である。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額（不動産については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等からの処分費用見込額を控除した額、不動産以外のものについては、取引事例等より算定した価額）と使用価値（割引率5.0%）のいずれか高い金額を採用している。

また、無形固定資産については当初想定していた収益効果が見込めなくなったため減額している。

3. ホテル事業整理損失  
ホテル事業会社の売却による損失7,176百万円、一部ホテルの閉鎖による損失540百万円である。
4. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数

|           | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式      | 1,503,971,989株   | 一株               | 一株               | 1,503,971,989株  |
| 優先株式      | 80,000,000株      | 一株               | 10,000,000株      | 70,000,000株     |
| 第1回B種優先株式 | 80,000,000株      | 一株               | 10,000,000株      | 70,000,000株     |
| 合計        | 1,583,971,989株   | 一株               | 10,000,000株      | 1,573,971,989株  |

(注) 第1回B種優先株式の発行済株式総数の減少10,000,000株は、自己株式の消却による減少である。

### 2. 自己株式の種類及び総数

|           | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式      | 802,663株         | 14,496株          | 2,558株           | 814,601株        |
| 優先株式      | 一株               | 10,000,000株      | 10,000,000株      | 一株              |
| 第1回B種優先株式 | 一株               | 10,000,000株      | 10,000,000株      | 一株              |
| 合計        | 802,663株         | 10,014,496株      | 10,002,558株      | 814,601株        |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,496株は、単元未満株式の買取請求による買受けによるものである。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,558株は、単元未満株式の売渡請求による売渡しによるものである。
3. 第1回B種優先株式の自己株式の増加及び減少10,000,000株は、償還及び消却によるものである。

平成24年7月13日償還 平成24年7月13日消却  
 (株式数) 10,000,000株 (取得価額) 502.05円  
 (取得価額の総額) 5,020,500,000円

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類     | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-----------|---------------------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月28日<br>定時株主総会 | 第1回B種優先株式 | 578                 | 7.23                | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月27日開催の定時株主総会の議案として、株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定である。

| 決議                           | 株式の種類     | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|------------------------------|-----------|---------------------|-------|---------------------|----------------|----------------|
| 平成25年6月27日<br>定時株主総会<br>(予定) | 第1回B種優先株式 | 502                 | 利益剰余金 | 7.17                | 平成25年<br>3月31日 | 平成25年<br>6月28日 |

4. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関からの借入によっている。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い信用状況の確認、債権残高の管理及び担保の取得によるリスク軽減に努めている。貸付金も社内規程に基づき定期的に信用調査を実施している。

投資有価証券は主として株式であり、時価あるいは発行体の財務状況を定期的に把握している。

借入金 は営業活動にかかる資金調達であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用し支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引及び短期的な売買損益を目的とした取引は行わない方針である。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：百万円）

|                    | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）       | 差額   |
|--------------------|-------------------|-------------|------|
| (1) 現金預金           | 118,589           | 118,589     | —    |
| (2) 受取手形・完成工事未収入金等 | 95,136            | 96,007      | 871  |
| (3) 投資有価証券         | 5,103             | 4,764       | △339 |
| (4) 長期貸付金          | 1,489             |             |      |
| 貸倒引当金              | △18               |             |      |
|                    | 1,471             | 1,471       | △0   |
| (5) 支払手形・工事未払金等    | ( 112,888 )       | ( 112,875 ) | △13  |
| (6) 短期借入金          | ( 10,380 )        | ( 10,380 )  | —    |
| (7) 1年内返済予定の長期借入金  | ( 47,520 )        | ( 47,698 )  | 178  |
| (8) 未払法人税等         | ( 819 )           | ( 819 )     | —    |
| (9) 長期借入金          | ( 123,944 )       | ( 124,834 ) | 890  |
| (10) デリバティブ取引      | —                 | —           | —    |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

## （注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1) 現金預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

## (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらのうち短期間で回収される債権については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。回収期日まで長期にわたる債権については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを、回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算出している。

## (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっている。

## (4) 長期貸付金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出している。

また、貸倒懸念債権については、回収見込額により時価を算出している。

(5) 支払手形・工事未払金等

これらのうち短期間で決済される債務については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。決済期日まで長期にわたる債務については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを、決済までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算出している。

(6) 短期借入金及び (8) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 1年内返済予定の長期借入金及び (9) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

変動金利によるもののうち、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

なお、「1年内返済予定の長期借入金」は連結貸借対照表において「短期借入金」に含めて表示している。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載している(上記(7)及び(9)参照)。

(注) 2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額3,275百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、首都圏及び近畿圏において、賃貸住宅、賃貸オフィスビル(土地を含む)や賃貸商業施設等を所有している。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価     |
|------------|--------|
| 43,078     | 47,047 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価書に基づく金額である。

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 51円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円34銭  |



## 重要な後発事象に関する注記

該当なし。

## 企業結合等に関する注記

(子会社株式の売却)

当社は、平成25年2月26日開催の取締役会において、(株)オリエンタルランドの100%子会社である(株)ミリアルリゾートホテルズに、当社の100%子会社である(株)ブライトンコーポレーションの全株式を譲渡することを決議のうえ、同日付けで株式譲渡契約を締結し、平成25年3月29日に全株式を譲渡した。

### 1. 売却の概要

#### (1) 子会社及び譲渡先企業の名称及び事業の内容

子会社：(株)ブライトンコーポレーション（事業の内容：ホテルの経営、運営等）

譲渡先企業：(株)ミリアルリゾートホテルズ（事業の内容：ホテルの経営、運営等）

#### (2) 売却を行った主な理由

譲渡先である(株)ミリアルリゾートホテルズは、東京ディズニーリゾート内およびその周辺でのホテル運営事業において高い評価と実績を築いており、今後の(株)ブライトンコーポレーションにとっては、(株)ミリアルリゾートホテルズの傘下で、これまで培ったホテル運営ノウハウを活かしながら、更なるサービスおよびブランドの向上を目指してゆくことが適切であること、また、本取引が当社の財務体質の強化にも資するものと判断し決定した。

#### (3) 株式譲渡日

平成25年3月29日

#### (4) 法的形式を含む売却の概要

株式の売却による事業譲渡

### 2. 実施した会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）及び「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、当連結会計年度において、ホテル事業会社の売却による損失7,176百万円を特別損失に計上した。

### 3. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

|      |           |
|------|-----------|
| 売上高  | 10,378百万円 |
| 営業利益 | 139百万円    |

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

| 区 分               | 金 額            | 区 分                | 金 額            |
|-------------------|----------------|--------------------|----------------|
|                   | 百万円            |                    | 百万円            |
| <b>(資産の部)</b>     |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>I 流動資産</b>     | <b>260,602</b> | <b>I 流動負債</b>      | <b>170,736</b> |
| 現金預金              | 89,729         | 支払手形               | 58,388         |
| 受取手形              | 16,006         | 工事未払金              | 36,111         |
| 完成工事未収入金          | 46,550         | 不動産事業未払金           | 3,069          |
| 不動産事業未収入金等        | 3,355          | 短期借入金              | 47,912         |
| 未成工事支出金           | 5,991          | 繰上債                | 22             |
| 販売用不動産            | 25,495         | 未払法人税等             | 20             |
| 不動産事業支出金          | 48,653         | 未成工事受入金            | 10,742         |
| 開発用不動産等           | 8,849          | 不動産事業受入金           | 6,500          |
| 繰延税金資産            | 7,090          | 預り金                | 2,519          |
| その他               | 9,035          | 完成工事補償引当金          | 2,233          |
| 貸倒引当金             | △ 150          | 工事損失引当金            | 42             |
| <b>II 固定資産</b>    | <b>125,433</b> | 賞与引当金              | 861            |
| <b>1 有形固定資産</b>   | <b>19,384</b>  | その他                | 2,316          |
| 建物・構築物            | 11,042         | <b>II 定期負債</b>     | <b>108,051</b> |
| 機械                | 209            | 長期借入金              | 105,697        |
| 器具器具・備品           | 125            | リース負債              | 38             |
| 土地                | 7,795          | 入室保付証              | 260            |
| リース資産             | 55             | 退職給付引当金            | 1,492          |
| 建設仮勘定             | 158            | その他                | 82             |
| <b>2 無形固定資産</b>   | <b>917</b>     | その他                | 482            |
| 借地の権              | 905            | <b>負債合計</b>        | <b>278,787</b> |
| その他               | 12             |                    | 百万円            |
| <b>3 投資その他の資産</b> | <b>105,132</b> | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 投資有価証券            | 4,324          | <b>I 株主資本</b>      | <b>105,231</b> |
| 関係会社株式            | 51,177         | <b>1 資本金</b>       | <b>57,500</b>  |
| その他の関係会社有価証券      | 12,010         | <b>2 資本剰余金</b>     | <b>7,500</b>   |
| 長期貸付金             | 14,568         | 資本準備金              | 7,500          |
| 破産更生債権等           | 821            | <b>3 利益剰余金</b>     | <b>40,355</b>  |
| 長期前払費用            | 131            | 利益準備金              | 775            |
| 繰延税金資産            | 16,001         | その他利益剰余金           | 39,579         |
| その他               | 7,172          | 繰越利益剰余金            | 39,579         |
| 貸倒引当金             | △ 1,070        | <b>4 自己株式</b>      | △ 123          |
|                   |                | <b>II 評価・換算差額等</b> | <b>2,017</b>   |
|                   |                | その他有価証券評価差額金       | 2,017          |
| <b>資産合計</b>       | <b>386,035</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>107,248</b> |
|                   |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>386,035</b> |

# 損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

| 区          | 分                 | 金       | 額       |
|------------|-------------------|---------|---------|
| <b>I</b>   | <b>売上高</b>        | 百万円     | 百万円     |
| 完成工事       | 高                 | 278,334 |         |
| 業務受託       | 高                 | 5,316   |         |
| 設計監理       | 高                 | 8,118   |         |
| 貸付室        | 高                 | 2,772   |         |
| 不償還        | 高                 | 116,896 | 411,436 |
| <b>II</b>  | <b>売上原価</b>       |         |         |
| 完成工事       | 原価                | 258,965 |         |
| 業務受託       | 原価                | 1,934   |         |
| 設計監理       | 原価                | 3,461   |         |
| 貸付室        | 原価                | 1,849   |         |
| 不償還        | 原価                | 114,308 | 380,516 |
|            | <b>利益</b>         |         |         |
| 完成工事       | 総利益               | 19,369  |         |
| 業務受託       | 総利益               | 3,382   |         |
| 設計監理       | 総利益               | 4,657   |         |
| 貸付室        | 総利益               | 923     |         |
| 不償還        | 総利益               | 2,589   | 30,920  |
| <b>III</b> | <b>販売費及び一般管理費</b> |         | 14,258  |
| 営業         | 利益                |         | 16,662  |
| <b>IV</b>  | <b>営業外収益</b>      |         |         |
| 受取利息       | 及び配当              | 2,463   |         |
| その他        |                   | 541     | 3,004   |
| <b>V</b>   | <b>営業外費用</b>      |         |         |
| 支払         | 利息                | 3,033   |         |
| その他        |                   | 1,935   |         |
| その他        |                   | 158     | 5,125   |
| <b>VI</b>  | <b>特別利益</b>       |         | 14,540  |
| 固定資産       | 売却却               | 2       | 2       |
| <b>VII</b> | <b>特別損失</b>       |         |         |
| 固定資産       | 除却                | 50      |         |
| 減価償却       | 損失                | 0       |         |
| その他        |                   | 3,695   | 3,745   |
| 法人税引当金     | 前期繰上              |         | 10,798  |
| 法人税引当金     | 前期繰上              | △ 2,099 |         |
| 法人税引当金     | 前期繰上              | △ 3,056 | △ 5,155 |
|            |                   |         | 15,953  |

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

|                         | 株 主 資 本 |           |                 |             |           |                 |         |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 | 利 益 剰 余 金   |           |                 | 利 益 金 計 |
|                         |         | 資 本 金     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |         |
|                         | 百万円     | 百万円       | 百万円             | 百万円         | 百万円       | 百万円             | 百万円     |
| 平成24年4月1日残高             | 57,500  | 7,500     | —               | 7,500       | 718       | 29,284          | 30,001  |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                 |             |           |                 |         |
| 当期純利益                   |         |           |                 |             |           | 15,953          | 15,953  |
| 剰余金の配当                  |         |           |                 |             |           | △ 578           | △ 578   |
| 剰余金の配当に伴う積立て            |         |           |                 |             | 58        | △ 58            | —       |
| 自己株式の取得                 |         |           |                 |             |           |                 |         |
| 自己株式の処分                 |         |           | △ 0             | △ 0         |           |                 |         |
| 自己株式の消却                 |         |           | △ 5,021         | △ 5,021     |           |                 |         |
| その他資本剰余金の填補             |         |           | 5,021           | 5,021       |           | △ 5,021         | △ 5,021 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 |             |           |                 |         |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —               | —           | 58        | 10,296          | 10,353  |
| 平成25年3月31日残高            | 57,500  | 7,500     | —               | 7,500       | 775       | 39,579          | 40,355  |

|                         | 株 主 資 本 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |           |
|                         | 百万円     | 百万円       | 百万円                     | 百万円       |
| 平成24年4月1日残高             | △ 123   | 94,879    | 936                     | 95,815    |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                         |           |
| 当期純利益                   |         | 15,953    |                         | 15,953    |
| 剰余金の配当                  |         | △ 578     |                         | △ 578     |
| 剰余金の配当に伴う積立て            |         | —         |                         | —         |
| 自己株式の取得                 | △ 5,021 | △ 5,021   |                         | △ 5,021   |
| 自己株式の処分                 | 0       | 0         |                         | 0         |
| 自己株式の消却                 | 5,021   | —         |                         | —         |
| その他資本剰余金の填補             |         | —         |                         | —         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           | 1,081                   | 1,081     |
| 事業年度中の変動額合計             | △ 1     | 10,353    | 1,081                   | 11,433    |
| 平成25年3月31日残高            | △ 123   | 105,231   | 2,017                   | 107,248   |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

未成工事支出金、販売用不動産、不動産事業支出金、開発用不動産等

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）  
によっている。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売掛債権、その他これに準ずる債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

- (2) 完成工事補償引当金  
完成工事高として計上した工事に係る瑕疵についてその引渡し後において、自己の負担により無償で補修すべき場合の費用支出に備えるため、補修費用の見積額に基づき計上している。
  - (3) 工事損失引当金  
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。
  - (4) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
  - (5) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。  
会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理している。  
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしている。
4. 収益及び費用の計上基準  
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の請負工事については、工事完成基準によっている。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法  
金利スワップ取引につき、特例処理を採用している。
  - (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
  - (3) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更している。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微である。

## 貸借対照表に関する注記

|                                                                                                            |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                          | 6,235百万円   |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権                                                                                          | 4,045百万円   |
| //    長期金銭債権                                                                                               | 14,558百万円  |
| //    短期金銭債務                                                                                               | 28,026百万円  |
| //    長期金銭債務                                                                                               | 12,441百万円  |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務<br>連結子会社における短期借入金3,232百万円及び長期借入金9,697百万円に対して、関係会社株式<br>16百万円及び長期貸付金373百万円を担保に供している。 |            |
| 4. 保証債務等                                                                                                   | 13,370百万円  |
| 保証債務                                                                                                       |            |
| 保証予約                                                                                                       | 763百万円     |
| 5. 退職給付債務に関する事項                                                                                            |            |
| 退職給付債務                                                                                                     | △27,950百万円 |
| 年金資産                                                                                                       | 21,376百万円  |
| 未積立退職給付債務                                                                                                  | △6,574百万円  |
| 会計基準変更時差異の未処理額                                                                                             | 236百万円     |
| 未認識数理計算上の差異                                                                                                | 6,857百万円   |
| 未認識過去勤務債務                                                                                                  | △2,010百万円  |
| 退職給付引当金                                                                                                    | △1,492百万円  |
| 6. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。                                                                                |            |

## 損益計算書に関する注記

|                                                                 |            |
|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高                                               | 269,200百万円 |
| 2. 関係会社との取引高                                                    |            |
| 売上高                                                             | 1,198百万円   |
| 仕入高                                                             | 96,830百万円  |
| 販売費及び一般管理費                                                      | 795百万円     |
| 営業取引以外の取引高                                                      | 2,923百万円   |
| 3. ホテル事業整理損失<br>ホテル事業会社の売却による損失3,539百万円、一部ホテルの閉鎖による損失156百万円である。 |            |
| 4. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。                                     |            |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 自己株式の種類及び総数

|           | 当期首<br>株式数 | 当期<br>増加株式数 | 当期<br>減少株式数 | 当期末<br>株式数 |
|-----------|------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式      | 802,663株   | 14,496株     | 2,558株      | 814,601株   |
| 優先株式      | 一株         | 10,000,000株 | 10,000,000株 | 一株         |
| 第1回B種優先株式 | 一株         | 10,000,000株 | 10,000,000株 | 一株         |
| 合計        | 802,663株   | 10,014,496株 | 10,002,558株 | 814,601株   |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加14,496株は、単元未満株式の買取請求による買受けによるものである。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,558株は、単元未満株式の売渡請求による売渡しによるものである。

3. 第1回B種優先株式の自己株式の増加及び減少10,000,000株は、償還及び消却によるものである。

平成24年7月13日償還 平成24年7月13日消却  
 (株式数) 10,000,000株 (取得価額) 502.05円  
 (取得価額の総額) 5,020,500,000円

2. 記載金額の百万円未満は四捨五入して表示している。



## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産       |            |
| 貸倒引当金        | 322百万円     |
| 完成工事補償引当金    | 840百万円     |
| 賞与引当金        | 374百万円     |
| 退職給付引当金      | 532百万円     |
| 販売用不動産等評価損   | 20,849百万円  |
| 減損損失         | 487百万円     |
| 投資有価証券評価損    | 2,632百万円   |
| 繰越欠損金        | 25,022百万円  |
| その他          | 2,422百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 53,479百万円  |
| 評価性引当額       | △29,212百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 24,267百万円  |
| 繰延税金負債       |            |
| その他有価証券評価差額金 | △591百万円    |
| その他          | △586百万円    |
| 繰延税金負債合計     | △1,177百万円  |
| 繰延税金資産の純額    | 23,091百万円  |

(注)「販売用不動産等評価損」には、保有目的の変更により流動資産から固定資産へ振替えた不動産に係るものが580百万円含まれている。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている。

- 支払リース料及び減価償却費相当額
 

|          |      |
|----------|------|
| 支払リース料   | 3百万円 |
| 減価償却費相当額 | 3百万円 |
- 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社

| 属性          | 会社等の名称                  | 議決権等の所有              | 関連当事者との関係                        | 取引の内容                           | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円)   |
|-------------|-------------------------|----------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 子会社<br>(注3) | (株)ブライトン<br>コーポレーション    | 所有<br>直接100%<br>(注3) | 資金の貸付<br>役員の兼任                   | 資金の貸付<br>(注1)                   | 9,433         | 長期貸付金         | －               |
|             |                         |                      |                                  | 資金の回収                           | 7,436         | －             | －               |
|             |                         |                      |                                  | 増資の引受<br>(注2)                   | 5,000         | －             | －               |
| 子会社         | (株)長谷工<br>アネシス          | 所有<br>直接100%         | 資金の貸付<br>役員の兼任                   | 資金の貸付<br>(注1)                   | 1,500         | 長期貸付金         | 7,106           |
|             |                         |                      |                                  | 資金の回収                           | 3,300         | －             | －               |
| 子会社         | (株)長谷工<br>コミュニティ        | 所有<br>間接100%         | 資金の借入                            | 資金の返済                           | 631           | 長期借入金         | 8,472           |
| 子会社         | (株)ハセック                 | 所有<br>直接100%         | 建築資材等<br>の購入及び<br>工事の外注<br>役員の兼任 | 建築資材等<br>の購入及び<br>工事の外注<br>(注4) | 60,060        | 支払手形<br>工事未払金 | 16,894<br>6,639 |
| 子会社         | 不二建設(株)                 | 所有<br>直接91%          | 資金の借入                            | 資金の借入<br>(注5)                   | 11,100        | 短期借入金         | －               |
|             |                         |                      |                                  | 資金の返済                           | 11,100        | －             | －               |
| 子会社         | (株)長谷工<br>アーベスト         | 所有<br>直接100%         | 資金の借入<br>役員の兼任                   | 資金の借入<br>(注5)                   | 32,200        | 短期借入金         | －               |
|             |                         |                      |                                  | 資金の返済                           | 32,200        | －             | －               |
| 子会社         | (株)HC綾瀬川<br>住宅          | 所有<br>直接80%<br>間接10% | 資金の貸付                            | 担保の提供<br>(注6)                   | 7,634         | －             | －               |
| 子会社         | (株)HC小金井<br>住宅          | 所有<br>直接80%<br>間接10% | 資金の貸付                            | 担保の提供<br>(注6)                   | 5,295         | －             | －               |
| 子会社         | (有)オーク・デ<br>ベロップメン<br>ト | 所有<br>直接95%<br>間接5%  | ビルの賃借                            | 保証債務<br>(注7)                    | 10,393        | －             | －               |

#### 取引条件及び取引条件の決定方法

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利と経営状況を勘案して利率を合理的に決定している。

2. 第三者割り当てを1株につき500,000円で引き受けたものである。

3. 平成25年3月29日付で全株式を売却している。関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載している。

4. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定している。

5. 資金の借入については、市場金利と経営状況を勘案して利率を合理的に決定している。

6. 金融機関からの借入金に対する担保の提供を行っている。

7. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っている。

8. 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

**1 株当たり情報に関する注記**

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 47円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円27銭 |

**重要な後発事象に関する注記**

該当なし。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社長谷工コーポレーション  
取締役会御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 野 正 司 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 科 博 文 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長谷工コーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長谷工コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社長谷工コーポレーション  
取締役会御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星野正司 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 原科博文 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長谷工コーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、親子会社合同の重要な会議に出席するほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見を交換するとともに、情報の共有に努めました。また、監査役による調査あるいは監査活動の結果については、必要に応じ、各取締役や各部門の責任者に対し意見を伝えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は無い旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月8日

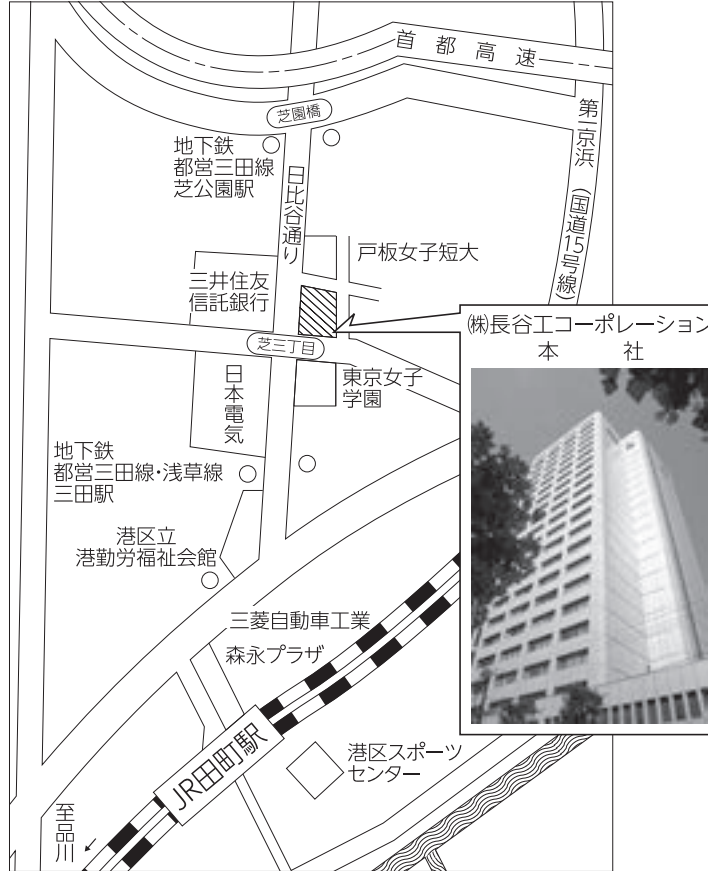
株式会社 長谷工コーポレーション 監査役会

|            |       |   |
|------------|-------|---|
| 常勤監査役      | 小島 昭男 | ㊟ |
| 常勤監査役      | 鈴木 幸一 | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 秋峯 晴男 | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 内川 治哉 | ㊟ |
| 監査役(社外監査役) | 中道 正彦 | ㊟ |

以上

# 株主総会会場ご案内

東京都港区芝二丁目32番1号  
株式会社 長谷工コーポレーション 本社ホール



**J R 線** 田町駅から徒歩約7分  
**地下鉄** 三田駅出口A9 (都営三田線)、A7 (都営浅草線)  
から徒歩約4分

**お問合せ先 法務部 ☎ 03-3456-4730**

節電への対応について  
当社は、節電への対応として、株主総会会場の空調温度の設定を高めに変更させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席下さい。